

PA

第23号
平成16年10月



<http://www.pa-kai.gr.jp/>



PA会 幹事長挨拶

PA会幹事長 古 関 宏

PA会幹事長を仰せつかった今年1月9日の総会の席上、私は、「みんなで創ろう、PA会」をキャッチフレーズにする旨、宣言しました。

それから9ヶ月、このキャッチフレーズがどの程度、会員の先生方に浸透しているか、甚だ疑問ですが、このキャッチフレーズを振って「みんなで学ぼう、PA会」「みんなで遊ぼう、PA会」と称し、様々な情報を提供していただいております、たいへん感謝しています。

さて、年度当初、PA会のメールアドレスの登録状況は、61%でしたが、組織部会等のご協力により、現時点で71%を超えており、自ら目標にしていた80%に近い状況にあります。

ややもすると、勤務時間中に入る営業の電話のように、ご迷惑かも知れませんが、一方的に送られてくるファクシミリに比べ、Eメールは、双方向のやりとりが簡易にできる点で優れています。仕事が忙しくてなかなか会務に参加をしていただけない先生方、一言でも結構ですので、是非、ご意見、ご感想をいただけると幸いです。そして何よりも、費用面においてEメールは優れています。まだPA会のメーリングリストに登録をしていない会員の先生方、是非とも、登録をお願いいたします。なお、ご登録いただいたメールアドレスは名簿等への不掲載も可能です。

幹事長である職務上、弁理士法関連について、話題にしなくてはならないでしょう。

ご高配の通り、昨年からは始まった付記弁理士制度、能力担保研修を初め、今年は、会長2年制創設や理事制度見直し等の役員制度問題、技術と法律の両面に長けている弁理士の特徴を打ち出すことを目的とした試験制度の見直し等、新たな問題が緊急性をもって山積しています。

勿論、我々は弁理士ですから、我々自身の制度である弁理士制度について議論する必要があるでしょう。そして、「知財立国」なる山頂の見えない

旗印の下で果たすべき弁理士の役割を認識しなければならないことも事実です。

しかし、我々は、元来、特許、意匠、商標の世界に生きている人間です。この足元にある特許制度、意匠制度、商標制度を語らずして、何が「知財立国」と云えるでしょう。大きな木を植えるには、根元だけではなく、周辺から掘り起こさなければなりません。そうでなければ、「知財立国」は勿論のこと、弁理士制度ですら、砂上の楼閣になってしまいます。

今こそ、目の前にある特許制度、意匠制度、商標制度のあるべき姿を模索しながら、その中で実務家としての我々弁理士がこれらの制度の中で何ができるかを考えるべきではないでしょうか。その結果が「知財立国」へと繋がっていくのでしょうか。

今年の幹事会は、来年1月までと、例年に比べ、2ヶ月ほど短期です。本誌がお手元に届く頃には、残る任期も3ヶ月を切っているでしょう。

これからも、PA会会員として、ともに学び、ともに遊び、ともに創っていきましょう。





日本弁理士クラブ 副幹事長挨拶

日本弁理士クラブ副幹事長 井出正威

本年度日本弁理士クラブ副幹事長を務めさせていただきます。若輩者ですが、何卒、よろしく願い申し上げます。

また、本年度からは、日本弁理士クラブ（以下「日弁」）の任期改訂により、役員任期が平成16年2月1日から平成17年1月31日までとなりますので、ご理解の程よろしく願い申し上げます。

現時点では、本年度の日弁および日本弁理士会の会務も一致団結体制に戻り、おおむね大過なく終盤戦に突入しようとしているようであり、大変嬉しく思います。

現在のような状況は、本年度の日弁の立ち上げ時は全く見通しが立たないようにも見えましたが、PA会はじめ、日弁5派全体の協力により実現されたもので、皆様のご尽力のお陰であり、本紙面をかりて、厚く御礼申し上げます。

まず、例年通り、日弁の最初の大きな仕事として、本年度の日本弁理士会の委員会推薦がありました。実務系委員会の推薦については希望者が多い反面、その他の委員会については定員に満たないのが実情で、5派で探し回って、やっと頭数が揃うというのが現実でした。公募をかけても未だ定員に満たない委員会もあるようです。委員会の数が多過ぎるという意見もあるかもしれませんが、弁理士の業務範囲の拡大やそれに基づく弁理士に対する社会の期待や弁理士の増加を考えれば、会務のスケールが大きくなるのは必然と考えるべきでしょう。

そこで得られた教訓は、日本弁理士会の会務は、日弁5派、さらには、他会派、無会派層も含めて、日本弁理士会全体で一致団結しなければ最早全うできないということでした。

そのような状況の中、本年度の日弁幹事会では、日弁旅行会に西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブの方々をご招待するかどうか、一つの論点となりました。ここでは、昨年の激しい選挙戦の後遺症は隠しきれず、日弁会員のみの親睦のため

の旅行会とするという方向性も提案されておりました。しかしながら、先の委員会推薦で得た現実認識に基づき、選挙戦の戦後処理を少しでも前進させ、日本弁理士会全体の正常化に貢献することこそが、日弁の取るべき正しい姿勢であるという意見も出され、この姿勢については、PA会古関幹事長はじめ多くの方々から受け入れられ、筒井大和日弁幹事長の指導力のもとに日弁幹事会でのコンセンサスを形成することができました。

そして、日弁、西日本弁理士クラブ、弁理士連合クラブの3派連名で選挙ガイドラインを正副会長会に提出することを一つの区切りとして、日本弁理士会全体で一致団結する体制作りの基盤とすることができたのは非常に喜ばしいことでした。今思えば、この機会を逃していたら、現在のような会務の正常化は期待できなかつたかもしれません。選挙ガイドラインの作成にご尽力された先生方には、この紙面を借りて、厚く御礼申し上げます。

お蔭様で、西日本弁理士クラブと弁理士連合クラブからも、それぞれの旅行会に日弁幹事長および副幹事長が招待を受け、参加して交流を深めることができました。この流れで、次年度の役員選出もスムーズに進行することを願っている次第です。このような交流を通じて実感するのは、どの会派も、弁理士試験合格者の数に比べ、新規会員を獲得するのに苦戦しているということです。旅行会ともなれば、ますます、一部の会員しか参加しないという状況も見受けられます。

日弁は、戦後間もない昭和22年7月5日に、春秋会、南甲弁理士クラブ、PA会の3会派が集まり結成され、その後無名会、稲門弁理士クラブを加えた5派として現在に至っているということですが、その設立趣旨は、各小会派の間で意見が纏まらず弁理士会の選挙や総会の議事進行が阻害される事態が頻発し、弁理士会のスムーズな運営が困難であったため、前記3会派の会員が日弁を結成して弁理士会の運営の中心勢力となってスムー

ズに会務を進行し、ひいては特許庁等と交渉する際の混乱を防止することであったとされています。

現在の状況は当時の状況とは同じではないと思いますが、日本弁理士会が多数の会員の集合体である以上、このような役回り、すなわちリーダーシップを発揮できる組織は不可欠だと思います。

弁理士1万人時代の到来も近いと言われおり、また、日本弁理士会の会長2年制のような役員制度改革案も提出されている昨今、日弁が変革を迫

られることは必至と思います。このような変革の時期にリーダーシップを発揮できるのは、会員の声をどれだけ民主的に吸い上げることができるか、そして、その吸い上げた声の大多数を反映させた政策を企画立案できるかどうかにかかっていると思います。

まずは、多数の会員が日弁に参画し、多数の声を上げて頂くことを期待しています。





日本弁理士会副会長挨拶

日本弁理士会副会長 福田 賢三

今年の4月1日に、日本弁理士会の副会長に就任してから早くも半年が経過しました。

就任した当初は、特許庁、裁判所、日本知的財産協会、発明協会、AIPPIなどの関連団体を挨拶巡りをし、次いで40以上の委員会の諮問や審議委嘱事項の検討と作成、及び担当委員会の選定と立ち上げ等、正副会長の会務としてかなり多忙な日を過ごしました。

このような日々が約1ヶ月程経過すると、全国各地の支部や地区部会へ懇談会、懇親会のために訪問するとともに、日本弁理士会として発生する多くの会務案件の審議、執行など、副会長として当然に対応しなければならない事案を処理しています。したがって、正副会長会がかなりの激務であるということも納得しているところです。

先般、日本弁理士クラブの会誌委員会から日弁会誌の原稿の執筆依頼があり、私が担当する7つの委員会の活動状況を掲載しました。したがって、ここでは担当委員会のことには触れないで、平成16年度のこれからの日本弁理士会の行事、状況などについて簡単に説明します。

今年度の日本弁理士会の大きな行事としては、タウンミーティングの実施にあります。

タウンミーティングは平成15年度から初めて企画実行しており、鹿児島と福岡との2カ所で実施しました。

このタウンミーティングは、地方都市において知的財産制度に関する基調講演、知財政策講演、パネルディスカッション、エンターテイメントセミナー等を実施することにより、その地区の一般の方達に知的財産制度の理解を広め、また知的財産権の流通、活用を図り、最終的には経済活動を活性化することにあります。

今年度は、今年の秋から来年の2月まで4回実施することになっています。

第1回目は平成16年12月8日に「知的財産タウンミーティング in 新潟」の名称によって新潟県長岡市で実施する予定で、プログラムとしては、基調講演：「地域における知的財産制度の活用」、パネルディスカッション：「知的財産権を上手に活

用しよう!」、特許エンターテイメントセミナーの3種類を予定しています。聴講者としては、長岡市だけではなく新潟県内から広く集める予定です。

第2回目は平成17年1月14日に北海道の函館で、第3回は平成17年1月27日に広島で、第4回は平成17年2月9日に福島県の郡山でそれぞれ実施する予定で、地元の特質を活かした特許、商標の話題を主題にする予定です。

平成16年度の弁理士業界の状況としては、今後急激に増加する予定の会員数による弁理士業界の環境変化の対応策ではないかと思えます。

現在約5,700名の会員に対して、早くも6年後、遅くとも8年後には10,000名を突破することは間違いありません。

そうすると、総会以外の全ての会務を審議、執行している現在の正副会長会の体制では到底処理できないし、全国各地に所在する地方会員に対して活性化された新鮮で正確な情報を発信し難いし、しかも彼らの要望を受け入れにくくなります。

このような環境変化に対処するために、組織、役員制度を大きく変換させ、総会以外に理事制度、常務理事制度等を採用して激増する会務を迅速に、適正に審議し、執行する必要があります。また、全国を複数の支部に分割し、日本弁理士会は各支部を総括する機能を持たせ、全会員を各支部に所属させて会務処理に携わらせることにするのが望ましいし、不可欠ではないでしょうか。

日本弁理士会をこのような組織にすることにより、急増する会員に対して会務、その他の事案について処理できるものと確信致します。





弁理士会常議員としてP A会会員 の皆様にお伝えするメッセージ

日本弁理士会常議員 小林 純子

今年の弁理士試験の合格者は650人であったと仄聞する。合格者が毎年100人前後だったなんて何時頃のことだったのだろうか？これからもこの勢いで増えて数年先には1万人体制になるという。日本弁理士会はそういう意味で大変な変化を味わっている。

会に新しい血がはいることは良いことだ。我知らず滞っている血を再びよく循環させてくれるような気がする。

1、2年前に、若手の弁理士を対象として、合格者のリクルートを兼ねた祝賀会における既存事務所の事務所案内に盛り込まれた情報の適否或いは評価に関するアンケートを行ったそうで、その結果を聞いた。回答の中には、事務所情報としては、年次休暇の日数、休暇をどの程度自由に取れるか、1日の勤務時間数、時間休暇がとれるか、などに関するものが欲しかったという意見が結構あったようだ。

実は、それを聞いた当座は、この人達は学校にでも行くつもりなのかしら？本当にプロなのかしら？と唖然としたものだ。しかし、顧みれば私も大学卒業したての頃、そんなことがとても大切だった。それが何で、若い人達が年次休暇や勤務時間にえらく高い関心を持っていることに唖然とするように変わってしまったのか？そう考えて思い至った。プロ意識なんて、実際に御客様と特許庁とのやり取り、御客様と裁判所とのやり取りをお手伝いする仕事の中で、無い知恵を絞りつつ御客様の御希望に添えるように如何にしたらよいかと工夫したりしているうちに培われるものなんだ。だったら新しい血が入るメリットの方がずっと素晴らしい。

さて、私は、特許庁の審査・審判の仕事から弁理士の仕事に移る時に、半年間世界旅行をした。この折りに、各国の特許事務所知己を持つ米国の特許弁護士の紹介を得て、各大陸の各国の知己の方々を訪ねる機会に恵まれた。事務所では、お茶も出されず手短かに対応されたところもあったが、

概して歓待してくれ、中にはホテル代向こう持ち、夕方のディナーまでご招待で沢山の弁理士に歓待されたところもいくつかあった程であった。そして、一方ではこのように見ず知らずの訪問客の接待に時間を割いて下さるような弁理士の方々は、揃って、朝早くから通常は夜になってもみっちり仕事をされ、また、その仕事を楽しみ且つ仕事に誇りをもっていらした。

特許庁を出たての新米弁理士であった私は、海外の弁理士の面々の社交性があって、かつ、仕事に誇りを持って働いているところを見て、素晴らしく社会的地位の高い職種なんだ！と感激した。よし、私も一生懸命仕事しよう、と思ったものだ。

弁理士の良いところを見せることは若い人達の志気を高めるのに有効なんだな。

こうして始めた弁理士の日常の仕事は極めて根を詰める地味なものであって、上述したような華やかな社交性とは全く対照的である。

社交は毎日だったら飽きてしまうであろう。しかし、この仕事の方がずっと充実していて面白い。皆様も御承知だと拝察するが、手強い拒絶理由の困難に立ち向かい、如何に御客様の協力を引き出すかに工夫し、審査官説得の道を切り拓いていくときの知的労働の喜びに勝るものがあるだろうか？このような日常があるからこそたまの社交が輝くこともあるのであろう。

若い方々が、このように充実した仕事の喜びを味わう力をつけていけるように環境整備をすること、或いは、環境整備に気を配ることが常議員を含め先輩弁理士の重要な責務の一つではないかと感じている。

以上

(備考) 常議員会の職務は会則78条1項に以下の4点であると規定されている。

- (1) 正副会長会から委嘱された事項を審議し、及び決議すること。
- (2) 正副会長会が提出した会規又は常議員会にお

いて必要と認めた会規の制定、改正又は廃止に関する議案について審議し、決議すること。

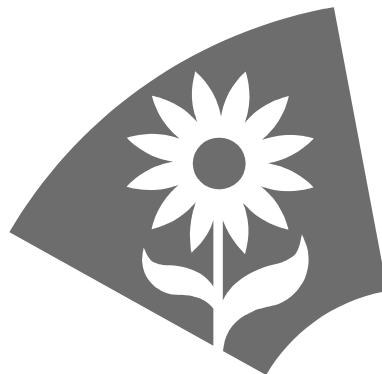
- (3) 委員会の設置に関して審議し、決議すること。
- (4) 正副会長会の予算外支出又は予算超過支出に関して審議し、決議すること。

今年度の常議員会に対する10月5日現在のこの規定による審議の委嘱事項は次のとおりである。

- 1. 日本弁理士会の役員制度並びに組織についての審議
- 2. 日本弁理士会経理規定（会規12号）第16条第2項の規定に基づき、平成16年度一般会

計（款）予備費（項）予備費を使用し、（款）一般経費（項）租税公課に800万円を充当することについて（研修ビデオの販売利益に基づく税金の支払）

- 3. 全国の日本弁理士会会員が地域密着活動できる地域アクセスポイントを各経済産業局所在都市等に設けることについて
- 4. 秋葉原ダイビル借室予約契約締結及び予約金の支払についての審議





知財の主役たるべき 弁理士として

谷 義 一

昨今では、知的財産に関するテーマがメディア等でもクローズアップされ、「知財ブーム」の風潮が世間一般に広がっています。産官学とも「知財立国」の実現へ向け、様々な戦略を打ち出しており、本年5月には、政府の知的財産戦略本部より「知財推進計画2004」が発表されました。

こうした現状を踏まえ、本来、知財の主役たるべき弁理士の役割を今いっそう強化し、時代に即応する必要があります。そこで、「知財推進計画2004」にある弁理士の課題の実現へ向け、まず、我々弁理士の本来業務を再確認し、本来業務を遂行するにあたり足元をしっかりと固め、会員数増加の下でも夢を持てるようにしていきましょう。加えて、新規業務を開拓、創設し、知財のフォローの風にうまく乗って、明日にロマンを持てるようにしていきましょう。知財の実務家としての確固たる軸足を再構築するとともに、弁理士が知財改革へ積極的に貢献できる環境を整備したいと常々考えております。

このような貢献のためには、時代に対処できる実力を持つ弁理士たることが必須条件です。弁理士をサポートするのは特許事務所の所員でもあり、事務所全体のレベルアップを図る必要性があります。事務所のレベルアップの点で言えば、圧倒的多数を占める個人事務所を含め、企業に比べ脆弱な事務所運営基盤をどのように改善するか、また、業務の品質向上、後継者問題、事務所合併等、事務所の運営基盤強化の支援策を含め、検討の余地があります。

これに関連して、弁理士業務の強化と質の向上を図るべく研修制度を充実、整備すべきではないでしょうか。研修は本来、自己研鑽すべきものと思いますが、弁理士にとって実際の業務に迫られ、研修に時間を割くことは現実問題として困難です。とはいえ、会員の実務能力向上、新規業務参入の容易化を目指して、IT利用、地域（支部）対応といった、研修をフレキシブルに、かつ充実させるための支援策が必要だと痛感しています。必要に

応じて、特許庁研修所、日弁連等の外部団体や大学等との連携、外部研修機関との連携も考えられるでしょう。研修の効率化とコスト削減にも繋がりが、実効性もあると思われます。

会組織に関しては、会員個人が意識的にボランティア活動で貢献できるような、各地域対応の活動しやすい体制を構築することが急務と考えます。本年度新設の地域活動促進本部の運営をさらに推進し、各地域にアクセスポイントを設け、さらに、知財の側面から地方自治体と密接なコンタクトを図り、各地でタウンミーティングを開催しては如何でしょうか。

さらに、要である人材育成については、弁理士の実務能力を担保する試験制度のあり方を再検討していくべきと考えます。一過性の試験のみを重視するのではなく、真に知財の分野で活躍できる者を弁理士として育成することを目標とし、研修との関係から試験のあり方について検討することがポイントだと思います。基礎的な実務能力を研修で養成し、研修修了者に弁理士登録を認めることができないかについても検討したいと思っております。併せて、技術と法律の選択研修を義務化することも検討に値します。さらに、すでに弁理士登録している会員の実務能力を十分に担保する人材育成システムを検討していく必要もあります。法科大学院経由の弁護士との差別化には、実務能力の充実および確立が必須です。弁理士、弁護士の資格がどのように変貌しようとも、真に実務能力のある者が強いと考えるからです。

情報の伝播、製品の流通がボーダーレスになっている今日、我々の業務は否応なしに国際的連携を必要とすることが多くなってきています。世界に通用する弁理士を増強するためにも、諸外国の弁理士会や知財専門家団体とのネットワークを確立し、意見交換することが必要となってきます。こうした国際的なネットワークを構築するなど、日本の立場を国際的に支持してもらえる基盤作りが必要ではないでしょうか。ASEAN 諸国等のよう

に弁理士制度が根付いていない国に対し、制度構築をバックアップしていくことも、日本のサポーターを作るための具体策の一つとなりえましょう。そのための第一歩として、これら諸国での具体的研修の実行を視野に入れたら良いのではないのでしょうか。

外弁の日本国内での活動における自由度が高まりつつある現状も無視できません。外弁の弁理士業務への影響は大です。外弁との協業を含め、外弁への対応策について、対米、対欧、対アジアの事情とともに検討していく必要があります。

新規業務の先取り対処も欠かせないと考えます。従来からの対特許庁手続を主体とする弁理士業務は極めて重要ですが、我々弁理士の業務内容も時代とともに変貌を遂げつつあります。従来業務のみに固執しては、時代に取り残されてしまいかねません。変革に追いつかない企業がどんどん

消滅していることと同様です。新規業務としては、たとえば、模造品に対する税関での認定手続、知財価値評価、知財信託、技術標準化等への関与が考えられます。さらに、特定侵害訴訟の「特定」を解除して、知財侵害訴訟へ全面的に関与すること、「著作権の仲裁・調停」も業務範囲に明記することを検討したいと思います。

会員増、法科大学院問題等もあり、会員間に危機感が増大していますが、それを乗り越えるためにも、研修のあり方、会組織の強化、弁理士制度基盤の確立、国際的ネットワークの確立といった諸課題への検討を含め、会員が一丸となって前向きに取り組んでいきたいと切に思う次第であります。

以上





研修所副所長として

日本弁理士会研修所副所長 一色 健 輔

日本弁理士会の研修所副所長として、今年（2004年）で3年目を迎えました。この副所長として任命されることになったキッカケは、学生時代からの友人である村木清司先生が研修所の所長として就任されたことによります。

私は、昭和63年度にPA会の幹事長を務めさせていただきましたが、その後暫く米国に滞在した関係もあり、PA会とは縁が切れておりました。それから10数年経って、村木先生が研修所の所長になられたときに、何を勘違いされたのか私に副所長をやって欲しいとの要請があったわけです。

10数年間のギャップは大きく、弁理士会の全体の活動や弁理士会の直面している問題等を理解するのに暫く時間がかかりました。

副所長として就任当初、研修所として一番大変な仕事は、能力担保研修を軌道に乗せることで、それは能力担保研修部会が中心になって行われました。新参者の私は、村木所長がそのために大変な尽力をされているのを横目で見ながら、研修企画部会を担当させていただきました。

研修企画部会に委嘱された事柄は、国際研修とIT研修の試行でした。その時の日本弁理士会会長は笹島富二雄先生で、笹島会長は国際的知識および感性を備えた弁理士を育てたいとの強い希望をお持ちでした。その一環として、チューリッヒ工科大学の日本での研修を受け入れ、日本の弁理士もそれに参加出来る機会を作られておりました。

研修企画部では国際研修として、ジョージワシントン大学ロースクールの学部長および専任講師を海外から招き、また日本の法科大学院の設立準備中であつた早稲田大学の教授、米国のロースクールを卒業した日本の弁理士、および東大先端研の教授を招いてシンポジウムを開催し、弁理士等の知財専門家の育成について貴重な意見を伺いました。

また、IT研修の試行では、従来の座学による研修に代わるものとして、日本弁理士会の電子フォーラムからインターネットを経由して約1ヶ月

に亘って講師の講義を動画で配信することを試みました。このIT研修は、年々著しく増大する会員に対する研修方法としては、極めて優れたものでありますが、会員がこのような研修方法に慣れるまでは時間が掛かりそうで、当初はインターネットによるアクセス数も少ないものでした。しかしながら、このようなIT研修は時代の流れの中で、従来の座学による研修に取って代わるものと思われますので、IT研修を順次増やしながら、会員に慣れ親しんでいただくことが必要と思われます。

日本弁理士会では様々なテーマの研修を行っておりますが、会員は自分の実務に直接関係のない研修には興味を示さないものです。ところが、時が経って実務上必要性が生じたときに、過去に行われた研修を受けておけばよかったと思うことがよくあります。例えば、「審決取消訴訟における準備書の作成方法」という研修がなされたとしみますと、その当時は審決取消訴訟を代理していなかったもので、関心はなかったが、その後そのような事件を扱うようになった場合には、聞いておけばよかったと思うものです。

このようなことを鑑みて、将来は弁理士会の多くの重要な研修にはIT研修を採用し、インターネット配信した研修内容をCD-ROMに記録してライブラリー化し、会員が何時でも必要な時に弁理士会の弁理士電子フォーラムにアクセスしてそれをライブラリーから取り出して見るができるようにすべきではないかと考えています。

研修所の副所長として3年目を迎えた現在では、所長が幸田全弘先生に代わり、私は会員研修部会と研修情報部会を掛け持ちしています。

この間の経験を通して感じることは、弁理士会研修所の重要性が年々増大し且つ拡大しているということです。

弁理士として登録して毎月2万円の会費を払いながら、会員である弁理士が弁理士会から受けるメリットは何かと考えたとき、その一つの大きな

ものは会員が弁理士会の主催する無料または安価な研修を受けることができるということではないかと思えます。

弁理士会では弁理士の職域の維持拡大に努め、この結果、著作権法、不正競争防止法、契約等に関する業務が弁理士の新たな職域として加わり、また弁理士が特定侵害訴訟において弁護士と共同代理を行うことができるようになりました。これを受けて、研修所では研修科目を増やし、また弁理士会とも提携を深めて会員がこれらの拡大した業務を適正に行うことができるように研修の充実に努めております。

また、研修所にとって大きな仕事は新人研修です。昨年は弁理士試験合格者が550名、今年は弁理士論文試験合格者が634名を数えるに至りました。弁理士の総数が現在約5700名ですから、今年は弁理士総数の1割以上の方が弁理士試験に合格したということになります。

問題なのは、最近5年間に弁理士試験を合格した新人に対して今年行ったアンケートによりますと、その約1/4の弁理士が、弁理士試験合格時に実務経験1年未満ということです。

弁理士試験合格者が近年のように急激に増大するようになる以前には、実務経験がない弁理士でも引っぱりだこで、特許事務所に就職して実務経験を積むことができましたが、最近のように大量に合格者を生む時代では、実務未経験者を特許事務所が吸収できなくなっているのが現状です。

実務経験の無い人或いは未熟な人が弁理士登録をして、弁理士として一人歩きすることを考えると恐ろしいことです。それは弁理士の社会的信用の失墜につながり、他業種の弁理士職域への侵入を許す結果となり、弁理士全体に多大の損害をも

たらすこととなります。

このような実務経験のない人或いは乏しい人を放置するわけにはいかず、弁理士会研修所では新人研修に力を入れています。特に、今年度の後期の新人研修からは実務経験の度合いによってクラス分けをして、実務能力に見合った研修をすべく努力しています。このようなクラス分けをすると、従来のように新人を講堂のような一箇所に集めて講義をする場合に比べて、教室のような多くの小部屋を必要とするから会場の確保に苦勞し、また講師の数が従来よりも3倍程度必要となっており、講師の選定および確保に大変苦勞し、研修所の負担も増えております。

弁理士が勉強しなければならないことは極めて多種多様になっており、弁理士および特許・商標実務者を対象にした民間の研修機関が多数存在し、また特許明細書の作成実務等を継続的に教える講座も民間機関によって開講されております。これらの民間の研修機関の受講料は極めて高額ではありますが、これら民間の研修機関の講座は大変系統立ったものとなっております。

弁理士会も能力担保研修のための民法および民事訴訟法の基礎講座は大学に研修を依頼し、希望者にはかなり高額な費用で研修を受けてもらいました。

また、バイオ、ナノテク、情報通信技術に関する先端科学技術研修も大学に委託して行っております。

今後は弁理士会研修所の負担の軽減および研修内容の充実に努めるためにも、今までにも増して外部機関と積極的に提携しながら、広範囲の奥深い研修を行って社会の要請に応じて行かなければならないと考えております。





国を救った技術のこと

(36式無線電信機の開発者、木村駿吉技師は特許弁理士でもあった。)

飯田 伸行

○ 戦争は悲惨である。

特に敗戦国の国民は二重に悲惨である。敗戦に伴う全ての打撃と損害にうちひしがれるのみならず、多くの場合、戦勝国(民族)そして占領国の意向と政策によって自国(民族)の現在のみならず将来の運命を支配されかねないからである。最近の事件としてロシアとチェチェンその他の関わりとして北オセチア共和国始業式襲撃事件がさまざまに報ぜられている。もはや周知の事実であり、本稿の趣旨と直結しないので単にそのことだけの紹介に止める。かつてはバルト3国も亡国の寸前であったが、強大無比と言われたソ連邦の崩壊に伴い辛うじて独立と言語、文化を回復したと言われる。エストニア等は対岸のフィンランドと船で僅かに30分ほどの距離である。

○ 本稿の申し上げたいことは、百年前我々を巡って起った日露戦争に関する幾つかの要因についてである。周知でもあり公知でもある日露戦争は、明治37年2月(西暦1904年)日露間に生じ、翌明治38年5月27日の日本海々戦々勝の後、紆余曲折を経て同年秋の米国東部ポーツマス条約によって終結した。ここでは、講和の内容を論じない。

○ イフ(もし)の視点で見るとき。日露両国並びに各同盟国もからめて多くの勝因敗因がこれまで語られてきた。今後も語られるであろうと思われる。その要因の一部として、人口に膾炙したと言われようが、何と言われようが、「伊集院信管」、「下瀬火薬」そして「36式無線電信機」が挙げられよう。以下において三篇ほどの文章を引用する。

① 出典1

題名：明治日本を救った大海戦勝利の秘密

P130以下

副題：日本海海戦に学ぶ一組織運営七つの教訓

著者：澤田時三氏

出版社 株式会社 新経営サービス社

以下引用文

「余談になるが、木村駿吉技師は、幕末日本人が取り組んで初めて太平洋横断に成功した咸臨丸(艦長は勝海舟)の軍艦奉行(司令官)木村攝津守喜毅の子息であり、また、攝津守の従者に自薦して初めての渡米を果たしたのが福沢諭吉である。さて、木村駿吉や松代松之助の努力によって、1905年(明36)、ようやく海上通信可能距離150キロメートルの36式無線電信機が開発された。(筆者注：因みに「36」の意味は、明治36年からとったものと思われる)。

日本海海戦において連合艦隊の中で情報の伝達・交換に活躍したのはこの機器である。開戦当日、午前4時45分の「敵艦発見…」電文、「タタタタ」「モ456」「yr」の速報をはじめとして、敵艦隊の進行方向や艦隊の配置、ロシア艦の特徴など、時々刻々詳細に連合艦隊司令部に報告され、いずれも重要な情報として有効に利用された。」…

② 出典2

題名：日本海海戦随想録 (日本海海戦100周年記念)

発行所 合資会社 歴史研究所 日本随想録編集委員会編

論題：「我が家に伝わるエピソード」

P170以下

筆者：36式無線機の開発者・木村駿吉令曾孫 山村百合子氏

以下引用文

「あの輝かしい日本海海戦の勝利も遠い歴史上の

出来事として感じておりましたが、改めて子孫として伝え聞いている話をお書きしようと思います。

1. 無線発明

木村駿吉は、慶応2年10月6日、旧幕臣木村攝津守喜毅の次男として生まれました。東京帝国大学物理学科を卒業後、同大学大学院へ通学、明治23年に第一高等中学校(後に旧制高等学校に移行)、の教諭に命ぜられ、明治26年にはアメリカのハーバード大学、同大学院に学びました。ハーバード大学では1年間スカラシップを獲得。さらにエール大学において物理学博士の学位を受けました。

明治29年日本へ帰国。帰国後は第二高等学校の数学教授を特命され仙台にて教鞭をとりました。駿吉の研究はアメリカ留学以前は物理学中心でしたが帰国後は電気工学へと幅を広げ、物理学の応用である無線電信に移ったようです。

明治33年に海軍技師となり、築地研究所及び横須賀田浦において、36式無線の研究に専念し、ついに36式無線機が日本海海戦においてロシアのバルチック艦隊発見の通信手段となったことは、今更申し上げるまでもないことと思います。

因みに当時の新聞記事に掲載された木村駿吉の談話によりますと、海軍で外国から無線電信機を購入しようとしたものの、百万円(現在ではいくらになるでしょうか)と高額だったため、独自に開発することになり、駿吉が呼ばれたようです。

大役を果たした後は海軍技師を退官し、弁理士として活躍したり、日本無線電信製造所(現在の日本無線株式会社)などの設立に力を貸したりしました。日露戦役の20年後の晩年近く、昭和10年に研究発明当時の回想を、「日本海軍初期無線思出談」としてまとめております。」…

(筆者注:木村駿吉氏の弁理士登録番号は、第829号で登録日は、大正つまり1914年12月28日のようです。又、当時は特許弁理士と呼ばれた時代のようなようです。)

③ 出典3

題名:上記 日本海海戦随想録
(歴史研究会出版局)

以下引用文

論題:日英同盟の無線技術協力
—1902年— P132~
筆者:名城大学助教授 稲葉千晴氏…

「日英同盟が締結されてから4ヶ月あまりたった1902年5月27日、伊集院五郎少尉率いる遣英艦隊の巡洋艦「浅間」と「高砂」が、地中海に浮かぶマルタ島に到着した。エドワード7世の戴冠式に出席する小松宮を、ロンドンまで送り届ける途上であった。出迎えたのは英地中海艦隊司令長官のジョン・A・フィッシャー提督である。伊集院は、英国に10年間留学し、グリニッジの海軍大学を卒業した日本海軍きっての英国通である。

又、砲弾発射後に信管が自動的に外れる、いわゆる、「伊集院信管」を開発したことで有名で、後に海軍軍司令部長となった。フィッシャーも兵器廠長官時代に魚雷の開発に力を入れ、英国海軍の実質上のトップである第一海軍卿にまで登りつめた。両国海軍の将来を担う二人が、くしくも本国から遠く離れた地中海で相見ることになったのである。

20世紀初頭、日本海軍は、迫り来るロシアの脅威に対抗するため、様々な技術革新に取り組んでいた。特に1895年にマルコーニによって発明された無線電信は、有線と違って移動中も即座に電報が打てるため、当時各国海軍が導入を考えていた最新技術であり、その開発にしのぎが削られていた。日本でも1901年に最初の無線機である「34式無線電信機」を完成させたが、当時の技術水準では、まだ電波の到達距離が短く、また距離が一定せず、到底実践に耐えうるものではなかった。

伊集院は、マルタ島に着くやいなや、フィッシャーを表敬訪問した。彼が浅間に帰艦すると、まもなくフィッシャーが返礼に訪れた。その席で提督は、便宜供与をするようにと本国から命を受けていると述べ、日本艦隊への部品の供給と軍港の利用を申し出た。くわえて、両国間には一切秘密は存在しないと強調し、自らの裁量で地中海艦隊のすべてを日本側に見せることを約束した。

日本側がイギリス無線機器の閲覧を申し入れたことは言うまでもなかろう。伊集院は技術士官を旗艦レナウンに乗り込ませ、自軍の装備と比較させた。イギリス製は、コヒーラ(受信用検波器)に若干の水銀が入っており、優秀なドイツ製のリレー(継電器)を使っているなどの違いが見受けられた。それが日本製と比べると、はるかに性能がよいのである。早速、日本側はそのコヒーラを借り受け、浅間の無線装置に装着したところ、電波の受信距離が伸びた。提督の好意によって、イギリスに到着するまで、特別に英製コヒーラを借り

ることができた。遣英艦隊は、マルタ島を出航して以降、目的地までの航海中、実験を繰り返し、帰国する同年秋までに70ページに及ぶ報告書を作成した。

1903年春、遣英艦隊の報告書に基づき、横須賀の海軍兵器廠で無線電信機器の改良が試みられた。その結果、同年末には「36式無線電信機」が完成し、1904年中には海軍全ての艦船に配備された。1905年5月27日未明、仮装巡洋艦「信濃」が、北上するバルチック艦隊を東シナ海で発見した。すぐさま、巡洋艦「厳島」を經由して、対馬海峡の北岸、釜山近くの鎮海で待ち構える連合艦隊の東郷平八郎司令長官に「タタタ(敵艦見ユ)」ではじまる電文を無線で報じた。ただちに出航した連合艦隊は、バルチック艦隊を捕捉し、撃破することができた。

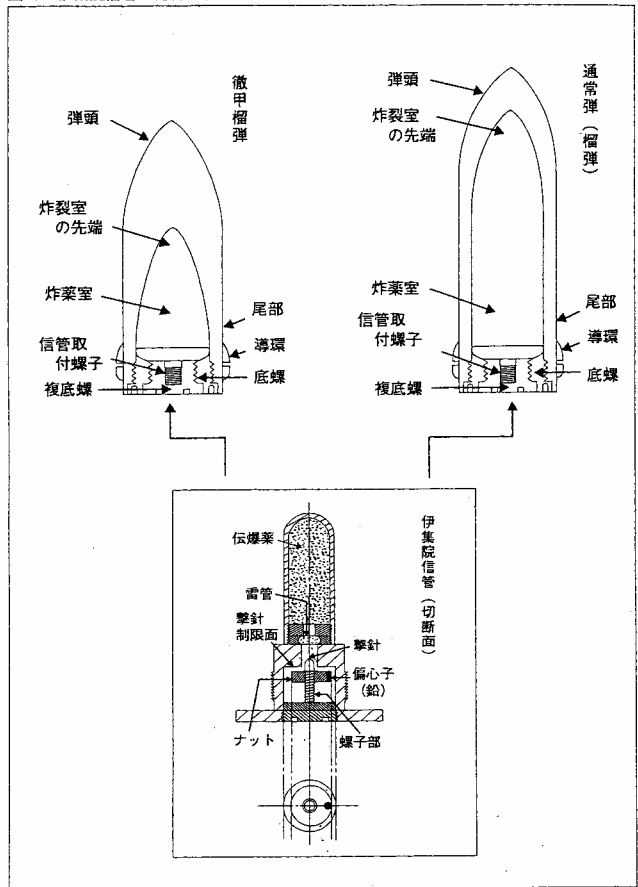
歴史に仮定を持ち込むのは禁物である。だが、もし、マルタにおいてフィッシャーの申し出がなく、無線機の改良が遅れていれば、連合艦隊がバルチック艦隊を捕捉できず、ひいては日本海海戦が起きなかったかもしれない。さらに言えば、日本の最終的な勝利そのものが存在しなかったかもしれないのである。…

○ 陸戦でも多くの結果が報告されている。しかしながら我国の置かれている地政学的位置、兵たん(いわゆる輜重ないし補給としてのロジスティックス)その他の要因から見て、その後を支配した点では、日本海海戦の伝えられる戦勝の要因から幾つかの幸運や暁幸等を差し引いても、上記三種の技術に当時の日本海軍々人達が到達した各技術の影響力は決定的であると言えよう。

そのいずれが欠けても結果は逆であったかも知れない。してみれば、その結果我々の幾人かは今日存在しないか、存在してもかなり別の運命をたどったかのように思えてならない。もとよりこの原稿もあり得ずということになろう。

○ 因みに、平成17年5月27日横須賀港の記念館三笠艦上にて日本海々戦百周年記念行事が予定されている。時間の不足で詳述を避けたが、36式無線機器を今日のIT技術に擬したりすれば、当時の無線通信機導入の衝撃度等が想像できるかも知れない。
(以上乱文の点はご容赦ください。)

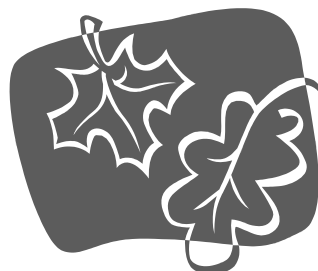
図10 伊集院信管と砲弾取付け位置



【参考】『日露戦争の事典』原田勝正監修 三省堂 140ページ、184ページ

付記：添付引用図は、引用1の著者 澤田時三氏の好意により転載するものである。
他の文献：時事通信社から「日露戦争全史」(デニスウオーナー夫妻の共著)が出ており絶版寸前の最後の1冊を会員の竹内澄夫先生のご厚意により入手し得た。記して深謝致します。

以上



ボーリング同好会

幹事 鈴木利之



ボーリング同好会では、各年度6回のボーリング大会を開催しています。そのうち、12月の大会は日弁ボーリング大会を兼ね、また、平成2年度からは10月頃の大会を春秋会と合同の大会として、他会派との親睦も図っています。さらに、年6回のうちの1回程度を男女ペアによるミックスダブルスの大会として、会員だけでなく、家族、友人、事務所の所員の方々も参加できるようにしています。

通常の大会は、3ゲームの合計得点による個人戦を基本としており、会員ごとのハンディを加算して、毎回の順位を決定しています。ハンディは直近30ゲームのアベレージに基づいて、毎年4月に更新しています。年度の途中でも、優勝するとハンディが5だけ減少し、最下位になると5だけ増加します。このようなハンディ戦としているために、誰にも優勝のチャンスがあります。また、約1時間半のボーリングの後には、食事をしながら

の歓談があり、会員の親睦を図っています。

ところで、日弁ボーリング大会は5会派の対抗戦であり、PA会は過去に多くの優勝を経験していますが、最近は優勝がなく、有望な新人が入会されることを強く期待するところです。過去にボーリングをやったことのある人、あるいは、これからストレス解消にやってみようと思っている人、是非、ボーリング同好会にご入会ください。幹事にご連絡いただければ、大会の案内をお送りいたします。

今年度の活動記録としては、5月13日の第1回大会で森内真也会員が優勝し、7月6日の第2回大会（ミックスダブルス）では鈴木利之と伊藤恵美のペアが優勝しました。今後、10月1日に春秋会・稲門弁理士クラブとの合同大会を、12月15日に日弁ボーリング大会を予定しています。そして、来年に入ってから1～2回の大会を予定しています。



CHUBU

中 部 部 会

田 中 敏 博

中部部会は、愛知・静岡・岐阜・長野・三重に在住する先生によって構成されています。当部会は、平成6年に発足の準備が進められ、平成7年に無事発足して現在に至っていますが、平成6年は私が合格した年で、合格直後に「君が入ってくれないと人数的に発足ができない」という当時の中部部会幹事・小島先生の熱意にほだされて入会した次第です。それから、はや10年が過ぎました。その間、私は中部部会での勉強会や飲み会などには積極的に参加してきたものの、中部部会の先生との交流が中心だったため、東京の先生とはあまり面識がありませんでした。中部部会幹事として幹事会に出席して半年経った今、やっと東京の先生の顔と名前が一致してきました。

さて、今年の活動については、10月8日に産形先生による新・無効審判制度の勉強会を予定しています。PA会に所属している先生と昨年度の合格者を対象としており、参加希望者は20名ほどになる見込みです。東京と違って地方では講師

となる人材が少ないため、毎回東京の先生にお世話になっており、この点は非常に感謝しています。なお、中部地方においても年々合格者が大幅に増加していますが、会派に入会せずノンポリで過ごす方が多いので、今後、勉強会等を通じて積極的に入会を呼びかけていこうと考えています。

合格者の増加で頭が痛いのは合格祝賀会です。以前は当地の合格者数は多くても10名程度でしたが、近年は30名を超えるため、中部部会の予算の大半はこの合格祝賀会の費用として消えていきます。今年も合格者数は昨年度を上回りそうなので気を揉んでいます。中部での合格祝賀会は、例えば他の会派と合同で行うことができればいいのですが、各会派とも入会の勧誘を呼びかける場でもあるので、なかなか難しいですね。

これからも、勉強会や合格祝賀会を通じて、会員の親交を深めつつ新しい入会希望者を募っていこうと考えています。



ゴルフ同好会

主幹事 川崎 仁

ゴルフ同好会は、年4回東京近郊の名門ゴルフコースでコンペを開催しております。ハンディキャップ方式で、和気藹々とした中にも緊張感を漂わせて(?)楽しくプレーしています。ただ、残念なのは、2、3年ぐらい前までは、6組程度、20~30人が参加していたのですが、去年ぐらいからは、だいたい4組程度と参加人数が減ってきてしまっており、少し寂しい感じがしています。何か、若手の先生の中には、コンペとなると敷居が高いというような方もいらっしゃるようですが、1度参加していただければ、いかに居心地のよい会であるかが分かると思いますので、是非ご参加下さい。また、練習会をやるのではという機運も高まってきているようです。また、前幹事の古関先生も書いていらっしゃるようですが、PA会のハンディキャップは、元幹事の福田伸一先生が開発された独自の、そして緻密な計算式に依拠しており、継続して参加すれば、誰でも優勝できるチャンスがあるそうで、実際、いまだに120も叩く私でさえ、1度優勝させていただきました。



各賞も、何十年かの伝統を守って、優勝、準優勝、3位賞、5位賞、10位賞、ブービー賞等の順位賞(該当しない先生は参加賞)に加え、ドラゴン賞(全員参加)、シニアドラゴン賞(65歳以上)、グランドシニアドラゴン賞(70歳以上)、

ニヤピン賞(ショートホール)のホール賞(なんと、賞の無いホールは2ホールだけ)、更に加えて大波賞、小波(水平)賞、ベスグロ賞等、盛りだくさんの賞を設けております。



本年のコンペは、第1回目を4月8日に本厚木カンツリークラブで、第2回目を6月8日に狭山ゴルフ・クラブで、第3回目を9月30日に桜ヶ丘カントリークラブでそれぞれ行いました。特に、第3回目の桜ヶ丘カントリークラブでのコンペは、台風21号が当日直撃するのではということで気が気では無かったのですが、幸い通りすぎてくれ、無事開催することができました。風は強かったですが、上手い先生はものともせずでした。

本年度は、大西先生、副会長ご苦労様ということで、5月16日に慰労コンペも行われました。写真をご覧ください。

最後に、多くの先生にご参加頂くにはどうしたらよいか、コンペを更に楽しく魅力的なものにするにはどうしたらよいか等で、アイデアをお持ちの先生は主幹事の川崎までどしどしご提案下さい。なお、来る12月7日(火)には、本年度最後のコンペを日高カントリーで行いますので、ゴルフ同好会でない先生もこれを機会に是非ご参加下さい。

平成16年度PA会

春の叙勲・褒章受章・ 知財功労賞受賞祝賀会

臼井伸一

本年度も、6月28日（月）に、例年どおり学士会館にて、春の叙勲・褒章受章・知財功労賞受賞祝賀会が、盛大に執り行われました。

PA会から本年度受賞された先生方は、旭日双光章を受章された大塚文昭先生、瑞宝小綬章を受章された林銆三先生、黄綬褒章を受章された井上義雄先生、経済産業大臣表彰を受けられた松尾和子先生の4名でしたが、松尾和子先生は当日のご都合がつかず欠席されました。出席者は受賞者を含めて33名でした。

古関宏PA会幹事長の挨拶の後、幹事会相談役であられる岡部正夫先生が代表してお祝辞を述べられ、引き続いて乾杯の音頭もとっていただきました。乾杯の後しばらく会食および歓談の時間をとらせていただきましたが、非常に話はずんでおりましたので、危うく後半のプログラムの開

始を忘れてしまうほどでした。

後半は、最初に浅村皓先生と田中正治先生が、個別に各受賞者の先生方のご紹介を交えてお祝辞を述べられました。次いで記念品及び花束の贈呈が行われ、最後に各受賞者の先生方から答辞のおこぼをいただきました。受賞者の先生方の答辞は皆それぞれ個性的なお話で、やはりただ者ではないということを実感させられる内容でした。

会場となった学士会館の320号室は100名収容可能と聞いていましたので、出席者33名では少し寂しいかとも思いましたが、学士会館のスタッフが気の利いた会場設定をしていただき、また、出席された先生方が和気藹々と打ち解けておられましたので、そのような心配は無用で、きわめてなごやかな雰囲気の中で祝賀会を進めさせていただくことができました。



Photo

スナップ写真



囲碁同好会

囲碁会だより

幹事 小杉 佳男

昔から、日本の国技でプロとアマの力量が隔絶しているのは、相撲、将棋、囲碁と云われていました。近頃は相撲も国際化し、ハワイの重量級は居なくなりましたが、横綱をはじめモンゴル勢5人、旧ロシア勢3人が幕内のいいところを占めるようになり、変ったものです。



先ごろ行われた囲碁のトヨタ&デンソー杯世界王座戦では、日本の強豪10人が参加し全部で32人で戦われましたが、ベストエイトに残ったのは韓国4人、中国3人、日本1人という有様で、決勝は韓国の21才の李(イ)、中国の常(チャン)が来年1月に戦うことになりました。世界戦で常勝の韓国のイ・チャンホも敗れました。若手の進境が激しいようです。

最近では、オリンピックのレスリングで日本の女

子が驚異的な成績を挙げたり、高校野球で北海道の高校が優勝するなど昔は到底考えられないことが起っているのので、驚くには当たらないのかもしれません。



日本も高齢者がどんどん増えており、この老人パワーの利用方途として、最近、囲碁将棋を教える指導者の会ができています。

指導と云えば、プロとか、高段者をすぐ思い浮かべますが、初心者、初級者、あるいは中級者程度の人に対してはそれに応じたレベルの人でよいとのことです。云われて見ると尤もです。

ポケ防止には囲碁が最適です。写真は今年の7月の大会の様子です。年2回大会を行っています。碁を打ちませんか。



JINJI

人 事 部 会



狩 野 彰

人事部会の主な仕事は、日本弁理士会及び日本弁理士クラブ（日弁）に対して、委員会や部会の委員を推薦することであり

ます。P A会会員が委員を務められている委員会やセンター等及び委員のリストは本P A会会報の最後のページに記載されていますので、ご参照して下さい。

ちなみに、平成15年度の委員会、センター等は次のとおりでした。

選挙管理委員会、審査委員会、綱紀委員会、福利厚生共済委員会、紛議調停委員会、例規委員会、例規改正特別委員会、総合政策検討委員会、弁理士倫理委員会、裁判所調査官候補者選定委員会、財務委員会、知財制度改革推進会議、法改正特別委員会、広報センター、弁理士の日記念行事実行委員会、情報企画委員会、パテント編集委員会、知財評価機関、学生知財教育委員会、特許委員会、意匠委員会、特技懇との懇談会、商標委員会、ソフトウェア委員会、バイオ委員会、業務推進委員会、著作権委員会、業務対策委員会、特許制度運用委員会、国際活動委員会、ADR推進委員会、特許侵害訴訟代理制度対応委員会、会館等委員会、U-35委員会、U-45委員会、研修所、中央知的財産センター、知的財産支援センター、防災

会議。

これらの委員会によって日本弁理士会は支えられ、業務執行や企画立案や研究が行われています。

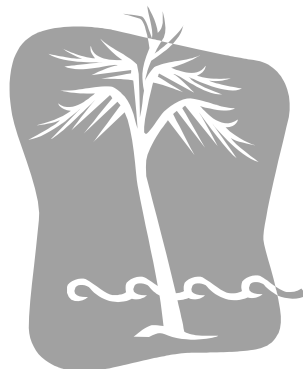
日本弁理士会委員の推薦についてのP A会基準は、P A会誌第21号での押本泰彦先生のご報告に詳しく記載されていますので、熟読していただくことをお勧めいたします。この基準に沿って公平・公正な人選を行うよう努力いたします。

なお、委員推薦は従来2月までに行ってきましたが、P A会幹事会の任期が変更になったことに伴い、1月までに人選をほぼ決めて次年度へ引き継ぐように変わります。そのため、本年度の委員会委員希望のアンケート調査は従来に比べ約1か月早く行いますのでよろしくアンケート回答などご協力お願いいたします。

将来の人事について考えてみますと、日本弁理士会の役員制度が大幅に変わる予定ですので、これに対応して役員選出についてP A会として研究する必要があるかと思えます。

さらに、全国支部化も日本弁理士会で検討されていますので、首都圏支部が誕生したならば、首都圏支部や他の支部についても委員会委員の人選が必要になると考えられます。

以 上



叙勲・褒章受章者（昭和37年以降）

秋	元	不二三	昭37	秋	黄綬	田	中	博	次	昭52	春	勲四瑞宝
			昭42	秋	勲五双光旭日	柴	田	時之助		昭52	秋	黄綬
田	代	久平	昭38	秋	藍綬	海	老	根	駿	昭53	春	勲四旭日小
			昭44	春	勲四瑞宝	近	藤	一	緒	昭53	秋	勲五瑞宝
中	松	潤之助	昭40	秋	藍綬	秋	沢	政	光	昭54	春	黄綬
			昭42	秋	勲二瑞宝	曾	我	道	照	昭54	春	黄綬
森		武章	昭39	秋	黄綬	吉	藤	幸	朔	昭54	秋	勲三旭日中
湯	浅	恭三	昭39	秋	紺綬	小	山	欽	造	昭55	春	藍綬
			昭46	秋	勲三瑞宝	小	川	一	美	昭55	春	勲五瑞宝
湯	川	龍	昭39	秋	黄綬	入	山		実	昭55	秋	勲三瑞宝
浅	村	成久	昭41	秋	藍綬	矢	島	鶴	光	昭55	秋	勲三瑞宝
小	川	潤次郎	昭43	秋	勲四旭日小	野	間	忠	夫	昭55	秋	紺綬
竹	田	吉郎	昭43	秋	黄綬	磯	長	昌	利	昭56	春	勲四瑞宝
			昭49	春	勲五瑞宝	三	宅	正	夫	昭56	秋	黄綬
黒	川	美雄	昭45	春	勲五瑞宝	吉	村		悟	昭57	秋	黄綬
中	島	喜六	昭45	秋	勲五瑞宝	池	永	光	彌	昭58	春	勲四旭日小
松	野	新	昭46	春	勲四瑞宝	光	明	誠	一	昭58	春	黄綬
足	立	卓夫	昭46	秋	黄綬	高	田		忠	昭58	秋	勲三瑞宝
			昭53	秋	勲五瑞宝	小	林	正	雄	昭58	秋	勲五双光旭日
清	瀬	三郎	昭47	春	勲二瑞宝	戸	村	玄	紀	昭59	春	勲四瑞宝
原		増司	昭47	春	勲二瑞宝	西	村	輝	男	昭59	春	黄綬
高	橋	修一	昭47	秋	紫綬	渡	辺	総	夫	昭60	春	勲四瑞宝
			昭56	秋	勲四旭日小	大	条	正	義	昭61	春	黄綬
笠	石	正	昭48	秋	藍綬	小	山	欽	造	昭61	秋	勲四瑞宝
			昭57	秋	勲四瑞宝	松	原	伸	之	昭61	秋	黄綬
大	条	正義	昭48	秋	紺綬	桑	原	尚	雄	昭61	秋	黄綬
伊	藤	貞	昭49	秋	黄綬	中	村		豊	昭62	春	勲四旭日小
			昭55	春	勲五瑞宝	田	坂	善	重	昭62	春	勲四瑞宝
沢	田	勝治	昭50	秋	勲四瑞宝	網	野		誠	昭62	秋	勲四旭日小
小	橋	一男	昭50	秋	藍綬	岡	部	正	夫	昭62	秋	藍綬
飯	田	治躬	昭50	秋	黄綬	小	橋	一	男	昭63	春	勲四瑞宝
田	丸	巖	昭51	秋	勲五瑞宝	青	野	昌	司	昭63	秋	勲四瑞宝
中	島	和雄	昭51	秋	勲五瑞宝	大	野	善	夫	平 2	秋	黄綬
味	田	剛	昭52	春	勲三瑞宝	三	宅	正	夫	平 3	春	勲五双光旭日章
山	本	茂	昭52	春	勲三瑞宝	田	中	正	治	平 3	春	黄綬

清水	徹	男	平3	秋	黄綬	柳田	征史	平12	春	黄綬
野間	忠夫		平3	秋	黄綬	土屋	勝	平12	秋	黄綬
今		誠	平4	秋	勲四旭日小	湯本	宏	平12	秋	黄綬
佐々木	清隆		平4	秋	勲四旭日小	岡部	正夫	平13	春	勲三瑞宝
羽生	栄吉		平4	秋	勲五瑞宝	久保田	藤郎	平13	春	黄綬
石川	長寿		平4	秋	黄綬	増井	忠貳	平13	春	黄綬
秋沢	政光		平5	春	勲四瑞宝	松原	伸之	平13	秋	勲五双光旭日
緒方	園子		平5	秋	黄綬	安達	功	平14	春	勲四旭日小
安井	幸一		平5	秋	黄綬	菊池	武胤	平14	春	黄綬
瀬谷		徹	平6	春	勲四旭日小	星野	昇	平15	春	勲四旭日小
富田		典	平6	春	勲四瑞宝	渡部	剛	平15	春	勲四瑞宝
大塚	文昭		平6	春	黄綬	小池	寛治	平15	春	黄綬
野口	良三		平6	秋	黄綬	清水	徹男	平15	秋	旭日双光章
浅村		皓	平7	春	藍綬	宇佐美	利二	平15	秋	瑞宝小綬章
江原		望	平7	春	黄綬	神原	貞昭	平15	秋	経済産業大臣表彰
松隈	秀盛		平7	春	勲四瑞宝	大塚	文昭	平16	春	旭日双光章
長谷川		穆	平7	秋	藍綬	林	鈺三	平16	春	瑞宝小綬章
吉村		悟	平8	春	勲五瑞宝	井上	義雄	平16	春	黄綬
村松	貞男		平9	春	勲四旭日小	松尾	和子	平16	春	経済産業大臣表彰
村木	清司		平9	春	黄綬					
末野	徳郎		平9	秋	勲四旭日小	(注)	黄綬	……	黄綬褒章	
河野		昭	平9	秋	黄綬		藍綬	……	藍綬褒章	
桑原	英明		平9	秋	黄綬		紫綬	……	紫綬褒章	
須賀	総夫		平10	秋	黄綬		紺綬	……	紺綬褒章	
平田	忠雄		平10	秋	黄綬		勲 瑞宝	……	勲 等瑞宝章	
阿形		明	平10	秋	黄綬		勲 旭日中	……	勲 等旭日中綬賞	
岩田		弘	平11	春	勲三瑞宝		勲 旭日小	……	勲 等旭日小綬賞	
鈴木	秀雄		平11	春	黄綬		勲 双光旭日	……	勲 等双光旭日章	
杉村	興作		平11	春	黄綬					
森		徹	平11	秋	黄綬					

P A会関係歴代弁理士会理事（大正5年—昭和30年）

年 度	理 事
大正 5年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎
6年	中 松 盛 雄 清 水 連 郎
7年	伊 藤 栄 飯 田 治 彦
10年	曾 我 清 雄
11年	猪 股 淇 清 伊 東 栄 清 水 連 郎
12年	伊 東 栄 猪 股 淇 清 浅 村 三 郎
13年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄 中 松 盛 雄
14年	飯 田 治 彦 曾 我 清 雄 中 松 盛 雄
15年	清 水 連 郎
昭和 2年	清 水 連 郎
3年	伊 東 栄
4年	伊 東 栄 杉 村 信 近
5年	杉 村 信 近
6年	中 松 潤之助 草 場 九十九
7年	中 松 潤之助 草 場 九十九
8年	浅 村 良 次
9年	浅 村 良 次 隅 田 一 郎
10年	山 中 政 吉 草 場 晁 隅 田 一 郎
11年	田 代 久 平 草 場 晁 山 中 政 吉
12年	田 代 久 平 曾 我 清 雄
13年	曾 我 清 雄 清 水 連 郎

14年	山 田 正 実 清 水 連 郎
15年	山 田 正 実 湯 川 龍
16年	沼 正 治
17年	沼 正 治 杉 村 信 近

年 度	理 事 長	理 事
昭和18年	杉 村 信 近	湯 川 龍
19年	清 瀬 一 郎	奥 山 恵 吉
20年		沼 正 治
21年		田 代 久 平 沼 正 治
22年		草 場 晁 山 中 政 吉
23年	川 部 佑 吉	草 場 晁 山 中 政 吉
24年	田 代 久 平	広 田 徹
25年		大 西 冬 蔵 田 代 久 平 広 田 徹
26年	山 田 正 実	大 西 冬 蔵
27年	小 川 潤次郎	山 田 正 実
28年		天 谷 次 一 小 川 潤次郎
29年		天 谷 次 一 山 中 政 吉
年 度	会 長	副 会 長
昭和30年	川 部 佑 吉	山 中 政 吉

P A会関係歴代幹事長・理事（昭和31年以降）

年 度	P A会幹事長	日弁幹事長	日弁副幹事長	弁理士会理事
昭和31年	田 代 久 平			会長 中 松 潤之助 川 部 佑 吉
32年	横 畠 敏 介			副会長 横 畠 敏 介 中 松 潤之助
33年	山 中 政 吉	大 西 冬 蔵		黒 川 美 雄 横 畠 敏 介
34年	黒 川 美 雄			会長 大 西 冬 蔵 黒 川 美 雄
35年	黒 川 美 雄			奥 山 恵 吉
36年	小 橋 一 男	黒 川 美 雄		若 杉 吉五郎
37年	小 橋 一 男			会長 浅 村 成 久
38年	大 条 正 義			小 橋 一 男
39年	小 山 欽 造	浅 村 成 久		大 条 正 義
40年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	池 永 光 彌
41年	岡 部 正 夫		西 村 輝 男	会長 奥 山 恵 吉
42年	桑 原 尚 雄	奥 山 恵 吉	三 宅 正 夫	海老根 駿
43年	桑 原 尚 雄		三 宅 正 夫	岡 部 正 夫
44年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	会長 湯 浅 恭 三
45年	秋 沢 政 光		長谷川 穆	小 山 欽 造 松 原 伸 之
46年	野 間 忠 夫	小 橋 一 男	浅 村 皓	西 村 輝 男
47年	高 橋 敏 忠		大 塚 文 昭	秋 沢 政 光
48年	安 井 幸 一		高 橋 敏 忠	野 間 忠 夫
49年	浅 村 皓		杉 村 興 作	会長 小 橋 一 男
50年	大 塚 文 昭	小 山 欽 造	栗 林 貢	長谷川 穆

51年	西	立	人		菊池	武胤		杉村	興作
52年	津田		淳		田中	正治		桑原	尚雄
53年	杉村	興作			浅村	皓	会長	小山	欽造
54年	坂田	順一	岡部	正夫	田中	正治		浅村	皓
55年	菊池	武胤			久保田	藤郎		田中	正治
56年	増井	忠式			柳田	征史	会長	岡部	正夫
57年	村木	清司	秋沢	政光	浅村	皓		津田	淳
58年	柳田	征史			阿形	明		坂田	順一
59年	田中	正治			江原	望		三宅	正夫
60年	江原	望			一色	健輔	会長	秋沢	政光
61年	阿形	明			谷	義一		柳田	征史
62年	清水	徹男	長谷川 (前期) 秋沢 (後期)	穆政 光	杉浦	正知		村木	清司
63年	一色	健輔			小池	寛治	会長	長谷川 阿形	穆 明
平成元年	谷	義一			神原	貞昭		江原	望
2年	小池	寛治			村木	清司		菊池	武胤
3年	神原	貞昭	浅村	皓	網野	友康		増井	忠式
4年	渡辺	望稔			福田	賢三		浅村	皓
5年	小塩	豊			井上	義雄	会長	浅村	皓
6年	井上	義雄			飯田	伸行		清水	徹男
7年	飯田	伸行	田中	正治	渡辺	望稔		神原	貞昭
8年	網野	友康			加藤	朝道		小池	寛治
9年	村田	実			小塩	豊	会長	田中	正治
10年	大西	正悟	村木	清司	村田	実		渡辺	望稔
								加藤	朝道

11年	福村直樹		大西正悟		村木清司
					小塩豊
12年	渡邊敬介		松田嘉夫	会長	村木清司
					飯田伸行
13年	松田嘉夫		古関宏	副会長	井上義雄
14年	福田伸一谷	義一	渡辺敬介	副会長	村田実
15年	本多一郎		福田伸一		大西正悟
16年	古関宏		井出正威	副会長	福田賢三

P A会会員歴代常議員（大正11年以降）

大正11年	曾 我 清 雄	中 松 盛 雄	草 場 九 十 九	飯 田 治 彦		
大正12年	清 水 連 郎	飯 田 治 彦	草 場 九 十 九	中 松 盛 雄		
大正13年	伊 東 榮	清 水 連 郎				
大正14年						
大正15年	秋 元 不二三	草 場 九 十 九	曾 我 清 雄			
昭和2年	浅 村 良 次	杉 村 信 近	曾 我 清 雄	草 場 九 十 九		
昭和3年	猪 股 淇 清					
昭和4年						
昭和5年	清 水 連 郎					
昭和6年	清 水 連 郎					
昭和7年	原 田 九 郎					
昭和8年	草 場 晁 清 水 連 郎	竹 田 吉 郎	中 松 潤之助	山 中 政 吉	原 田 九 郎	
昭和9年	田 代 久 平 山 中 政 吉	山 田 正 実	清 水 連 郎	草 場 晁	中 松 潤之助	
昭和10年	影 山 直 樹	久 高 将 吉	田 代 久 平	山 田 正 実		
昭和11年	浅 村 成 久	沼 正 治	高 橋 松 次	久 高 将 吉		
昭和12年	足 立 卓 夫	湯 川 龍	金 丸 義 男	浅 村 成 久	沼 正 治	
昭和13年	伊 藤 貞	大 條 正 雄	猪 股 正 清	金 丸 義 男	湯 川 龍	
昭和14年	奥 山 恵 吉	曾 我 清 雄	大 條 正 雄			
昭和15年	芦 葉 清三郎	杉 村 信 近	奥 山 恵 吉	曾 我 清 雄		
昭和16年	秋 元 不二三	山 田 正 実				
昭和17年	奥 山 恵 吉 湯 川 龍	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎	山 田 正 実	秋 元 不二三	
昭和18年	足 立 卓 夫	廣 田 徹				
昭和19年	大 條 正 雄	久 高 将 吉	山 中 政 吉			
昭和20年	秋 元 不二三	金 丸 義 男	竹 田 吉 郎			
昭和21年	奥 山 恵 吉 金 丸 義 男	草 場 晁 芦 葉 清三郎	久 高 将 吉 影 山 直 樹	山 田 正 実 竹 田 吉 郎	秋 元 不二三	
昭和22年	荒 木 友之助					
昭和23年	大 西 冬 蔵	田 代 久 平	大 條 正 雄	黒 川 美 雄	荒 木 友之助	
昭和24年	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照		
昭和25年	横 畠 敏 介	伊 藤 貞	小 山 欽 造	草 場 晁	曾 我 道 照	
昭和26年	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	横 畠 敏 介	大 野 龍之輔		
昭和27年	中 島 喜 六	柴 田 時之助	廣 田 徹	大 條 正 雄	若 杉 吉五郎	
昭和28年	小 川 一 美 柴 田 時之助	小 橋 一 男 廣 田 徹	田 丸 巖	黒 川 美 雄	中 島 喜 六	
昭和29年	吉 村 悟 美 小 川 一 美	細 川 政之助	黒 川 美 雄	田 丸 巖	小 橋 一 男	

昭和30年	中島喜六	大西冬藏	細川政之助	吉村悟
昭和31年	小橋一男	光明誠一	中島喜六	大西冬藏
昭和32年	松原伸之男 小橋一男	高橋松次	柴田時之助	廣田徹 光明誠一
昭和33年	大条正義 大松正伸	小山欽造	廣田徹	柴田時之助 高橋松次
昭和34年	小川潤次郎 小山欽造	三宅正夫	横島敏介	岡本重文 大条正義
昭和35年	中島和雄	日下繁	三宅正夫	小川潤次郎 横島敏介
昭和36年	海老根駿	田丸巖	日下繁	中島和雄
昭和37年	桑原尚雄	相良省三	長城文明	海老根駿 田丸巖
昭和38年	岡部正夫 相良省三	松原伸之	山本茂	長城文明 桑原尚雄
昭和39年	山本茂(議長) 石川長寿		松原伸之*	岡部正夫* 西村輝男
昭和40年	清水陽一	市東市之介	西村輝男	石川長寿
昭和41年	吉田功	渡辺迪孝	岡野一郎	市東市之介 清水陽一
昭和42年	池永光彌(議長)		浅村皓	渡辺迪孝
昭和43年	秋沢政光 池永光彌	小川一美	和田義寛	野間忠夫** 浅村皓
昭和44年	長谷川穆(副議長) 和田義寛		山下穰平	安井幸一 小川一美
昭和45年	大条正義	西立人	網野誠	長谷川穆
昭和46年	栗林貢 網野誠	緒方園子 大条正義	高橋敏忠	杉村興作 西立人
昭和47年	田代初男 杉村興作	草野卓 高橋敏忠	今井庄亮	栗林貢 緒方園子
昭和48年	小山欽造(議長) 小草野卓		伊藤晴之男 伊藤晴之	大塚文昭 矢淵久成
昭和49年	中平治	田中正治	伊藤晴之	大塚文昭 矢淵久成
昭和50年	津田淳	柳田征史	久保田藤郎	中平治 田中正治
昭和51年	秋沢政光(議長) 秋柳征史		石原孝志 久保田藤郎	江原望 津田淳
昭和52年	後藤武夫 秋沢政光	菊池武胤	土屋勝	増井忠式 江原望
昭和53年	中村純之助 増井忠式	坂田順一	桑原英明	菊池武胤 土屋勝
昭和54年	三宅正夫(議長) 坂田順一		細井正二 中村純之助	清水徹男 栗田忠彦
昭和55年	寺崎孝一 細井正二	井上義雄 伊藤彰	井出直孝	栗田忠彦 清水徹男
昭和56年	阿形明(議長) 阿寺崎孝一	伊藤彰	村木清司 井出直孝	大音康毅 井上義雄
昭和57年	影山一美 阿形明	加藤建二	小池寛治	佐々木清隆 村木清司

昭和58年	野影一	間山色	忠一健	夫美舗	(副議長)	鈴木秀雄	桑原尚雄	佐々木清隆	野加口良三	藤建三	松永宣行	福田賢三**
昭和59年	西湯一	村本健	輝男	宏舗		須松永宣	平田忠尚	田原雄	浅野村良	肇三	南野間孝忠	夫夫
昭和60年	立西湯	石村本	幸輝	宏男		杉須賀	谷田義一	田忠雄	小浅塩村	豊肇	大南谷孝	保夫
昭和61年	岡飯小	部田塩	正伸	夫行豊	(議長)	岩大本行	大立野善夫	石幸宏	明杉石昌	毅作	戸水辰男	一
昭和62年	吉神飯	村原田	貞伸	悟昭行		渡大岩	加岡藤部	朝正道夫	岩明井石	秀昌生毅	福田水賢辰	三男
昭和63年	森吉神	村原	貞	徹悟昭		渡邊	橋本藤加	正朝男道	小岩杉井	佳秀男生	村田田賢	実三
平成元年	網森	野友	康徹	押本		本辺	小橋	橋本	杉浦	正佳	西村輝男	
平成2年	阿原西	形島村	明孝輝	足立		野友	今押	本泰	高小梨	範正	永田武三	知
平成3年	荒山永	井内田	俊梅三	之雄		田阿原	中足	村立	舟今	栄子誠	矢野裕也	夫
平成4年	田神矢	中津野	正裕	治子也	(議長)	福山村	稲葉荒	井良俊	江中原	望豊	香取橋	孝栄雄子
平成5年	長谷加福	川藤村	穆卓樹	二宮		葉良	大江	垣原	木香川	幸孝治雄	松田嘉堯	夫子
平成6年	柳社松	田本嘉	征一嘉	史夫夫	(副議長)	清水大	新長木	垣川幸	小加川	順三卓	阿二部	和正夫孝
平成7年	阿柳村	部田木	和征清	夫史司		新川渡	小久門	川順三	清河野	邦明昭	社本野	一邦夫廣
平成8年	菊佐大	池野西	武邦正	胤廣悟	(副議長)	村加	川渡	添邊	久上	門島淳	河野昭	昭二
平成9年	上加庄	島藤子	淳伸幸	一晃男		宇佐本	大小渡	塚島邊	大佐久	正悟剛		
平成10年	大小長	塚林沼	文隆輝	昭夫夫		岡佐本	小庄增	島子井	古杉山	関本文	宏一紀	
平成11年	岡杉平山	部本木田	文祐正	讓一輔紀		大高福	古田本	関中多	小長增	林沼井	隆暉忠	夫夫式

平成12年	大本島厚 高多一郎 見和明	神原貞昭 神林惠美子	高神千鶴子 原貞昭 林惠美子	田中英夫 松井伸一	平木祐輔 醍醐邦弘	福田伸一 西富雅
平成13年	神原貞昭 小西富伸 井伸一	神林惠美子 醍醐邦弘	清水徹男 桜井周和	西岡邦昭 萩原康司	井出正威 関正治	
平成14年	清水徹男 関正治	西岡邦昭 浅村皓	井出正威 春日讓	桜井周矩 須田正義	萩原康司 小野尚純(監事)	
平成15年	浅村皓一 中山健一	春日原讓望(監事)	須田正義	小林純子	狩野彰	
平成16年	井上義雄(副議長) 河合千明	狩野彰式 馬場玄	小福林純子 福島弘薰	中山健一	越智隆夫	

(注: * 2年度議員 ** 1年任期)

特許庁関係各種委員（昭和31年以降）

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和31年		海老根 駿（常任） 竹 田 吉 郎（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 中 松 潤之助 田 代 久 平 豊 田 時次郎
32年	大 野 柳之輔	海老根 駿（常任） 田 代 久 平（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
33年	田 代 久 平		[工業所有権制度改正審議会] 竹 田 弥 蔵 田 代 久 平 豊 田 時次郎
34年	田 代 久 平		
35年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
36年	高 橋 松 次	小 川 潤次郎（常任）	
37年		奥 山 恵 吉（常任） 小 橋 一 男（臨時）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋
38年		奥 山 恵 吉（常任） 森 健 吾（常任）	[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋
39年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞 [有用発明選定委員会] 大 条 正義
40年			[工業所有権制度改正審議会] 大 野 晋 [特許分類評議会] 大 野 晋 伊 藤 貞

年 度	弁理士懲戒審議会	弁理士試験審査会	そ の 他
昭和41年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
42年		〔試験部会〕 小山 欽造	[工業所有権審議会] 奥 山 恵 吉 大 条 正 義
44年		〔試験部会〕 三宅 正夫(臨時)	[工業所有権審議会制度改正部会] 湯 浅 恭 三 [工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄(評議委員) 田 中 博 次(評議委員) 小 橋 一 男(特別評議員) [工業所有権審議会] 大 条 正 義 [多項制研究会] 浅 村 皓 [医薬特許研究会] 小 林 正 雄 [特許分類評議会] 大 野 晋
45年		〔試験部会〕 西村 輝男(臨時)	[工業所有権審議会産業別審査基準作成評議会] 小 林 正 雄 田 中 博 次 [工業所有権審議会有用発明選定委員会] 小 山 欽 造 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
46年	〔懲戒部会〕 中島 喜六	〔試験部会〕 岡部 正夫(臨時)	[工業所有権審議会特許分類評議会] 大 野 晋 小 林 正 雄 [工業所有権審議会微生物懇談会] 西 立 人 [工業所有権審議会] 大 条 正 義
47年		〔試験部会〕 田中 博次 (S47. 4. 1-S49. 3. 31) 〔試験部会〕 吉村 悟 (S47. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小 山 欽 造 (S47. 7. 26-S48. 3. 19) [工業所有権審議会] 大 条 正 義

48年	〔試験部会〕 長谷川 穆 (S48. 4. 1-S49. 3. 31)	[工業所有権審議会制度改正部会] 岡部 正夫 (S48. 8. 15-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義 [特許分類審議会] 大野 晋 小林 正雄
49年	〔試験部会〕 西 立人(臨時) (S49. 5. 8-S50. 3. 19)	[工業所有権審議会制度改正部会] 小橋 一男 (S49. 5. 8-S50. 3. 19) [工業所有権審議会] 大条 正義
50年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 大条 正義
51年	〔懲戒部会〕 大条 正義 (S51. 1. 1-S52. 12. 31)	〔試験部会〕 大条 正義 [工業所有権審議会] 岡部 正夫
53年	〔試験部会〕 野間 忠夫(臨時)	[工業所有権審議会] 小山 欽造 (S53. 5. 1-S54. 3. 19)
54年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S54. 1. 1-S54. 12. 31)	[工業所有権審議会] 西村 輝男 (S54. 7. 18-S56. 7. 17) [パリ条約改正等準備委員会] 浅村 皓
55年	〔試験部会〕 安井 幸一(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31) 〔試験部会〕 大塚 文昭(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	
56年	〔試験部会〕 松原 伸之(臨時) (S55. 1. 1-S55. 12. 31)	[工業所有権審議会] 岡部 正夫 (S56. 4. 28-S58. 4. 27) 網野 誠 (S56. 7. 18-S58. 7. 17)

57年	〔試験部会〕 玉 蟲 久五郎 (S57. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 松 原 伸 之 (臨時) (S57. 1. 1~S57. 12. 31)	
58年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S58. 1. 1~S58. 12. 31)	
59年	〔試験部会〕 浅 村 皓 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31) 〔試験部会〕 内 田 明 (臨時) (S59. 1. 1~S59. 12. 31)	
60年		[工業所有権審議会] 秋 沢 政 光 (S60. 5. 20~S62. 5. 19) 岡 部 正 夫 (S60. 8. 15~S62. 8. 14)
61年		
62年		[工業所有権審議会] 岡 部 正 夫 (S62. 10. 5~H 1. 10. 4) [標準仕様研究会] 田 中 正 治 (委員) 神 原 貞 昭 (専門委員) (S62. 2~S63. 2)
63年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 田 中 美 登 里 (臨時) (S63. 1. 1~S63. 12. 31)	[工業所有権審議会] 長 谷 川 穆 (S62. 5. 30~H 1. 6. 9)
平成1年	〔試験部会〕 清 水 徹 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 村 松 貞 男 (S63. 1. 1~H 1. 12. 31) 〔試験部会〕 中 島 敏 (臨時) (S64. 1. 1~H 1. 12. 31)	

2年	〔試験部会〕 中島 敏(臨時) (H 2. 1. 1~H 2.12.31)	[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
3年		[工業所有権審議会] 神原 貞昭 (H 1. 9.20-H 3. 9.19)
4年		[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 3.10.11-H 5.10.10)
5年	〔試験部会〕 緒方 園子 (H 4. 1. 1~H 5.12.31) 村木 清司(臨時) (H 5. 1. 1~H 5.12.31)	[工業所有権審議会] 浅村 皓 (H 5. 4.10-H 5.12.19) 大塚 文昭 (H 3.10.11~H 5.10.10) 岡部 正夫 (H 4.12.20~H 5.12.19)
6年	〔試験部会〕 鈴木 秀雄 (H 6. 1.13~H 8. 1.12) 村木 清司(臨時) (H 6. 1.13~H 6.12.31)	[工業所有権審議会] 大塚 文昭 (H 5.11.19-H 7.11.18) [分類改正委員会] 大西 正悟 (H 5.11.19~H 7.11.18)
7年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 8. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 7. 6. 6~H 9. 6. 5)
9年	〔弁理士審査会〕 松尾 和子 (H 9. 1.13~H10. 1.12)	[分類改正委員会] 西岡 邦昭 (H 7.12.12-H 9.12. 5) [商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 田中正治 (H 9. 4.18~H10. 3.14)
10年	〔弁理士審査会〕 谷 義一(常任) (H10. 1.13~H12. 1.12) 星川 和男(臨時) (H10. 1. 1~H10.12.31)	[商品・サービス国際分類改正委員会] 押本 泰彦 (H 9. 6. 6~H11. 6. 5) [工業所有権審議会] 大塚 文昭(臨時) (H 9.12.15~H11.12.14)

11年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>谷 義 一 (常任) (H10. 1.13~H12. 1.12)</p> <p>竹 内 英 人 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p> <p>星 川 和 男 (臨時) (H11. 1.20~H11.12.31)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>大 塚 文 昭 (H 9.12.15~H11.12.14)</p>
12年	<p>[弁理士審査会]</p> <p>加 藤 朝 道 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p> <p>徳 永 博 (臨時) (H11.12.14~H12.11.30)</p>	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>村 木 清 司 (H12. 7.27~H13. 1. 5)</p>
13年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>加 藤 朝 道 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>徳 永 博 任 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>谷 義 一 (臨時) (H13. 4.27~H14. 4.26)</p>
14年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>小 池 寛 治 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>稲 葉 良 幸 (臨時) (H12.12. 1~H13.11.30)</p> <p>足 立 泉 (H13.12. 1~H15.11.30)</p>	<p>[経済産業省独立行政法人評価委員会]</p> <p>松 田 嘉 夫 (H13. 1~)</p> <p>[産業構造審議会]</p> <p>押 本 泰 彦 (臨時) (H14. 4.27~H15. 4.26)</p>
15年	<p>[工業所有権審議会]</p> <p>足 立 泉</p> <p>柳 田 征 史</p>	<p>[産業構造審議会]</p> <p>松 尾 和 子 (臨時) (H15.6~)</p> <p>古 関 宏 (臨時) (H15.6~H16.6)</p>
16年	<p>[弁理士試験委員]</p> <p>柳 田 征 史</p> <p>松 永 宣 行</p> <p>高 梨 範 夫</p>	

会 報 部 会



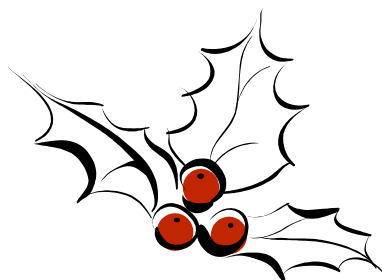
中野 圭二 本年度の会報部会員は、ホームページ担当として中隈誠一先生(部会長) 窪田郁大先生、西岡邦昭先生及び松田嘉夫先生、会報誌「PA」担当として岩永勇二先生、杉本由美子先生、田中勲先生、野上晃先生及び萩原康司先生です。ホームページ担当は、継続性から昨年の部会員の先生方をお願いしましたが、会報誌担当は、PA会の行事に参加するきっかけになるように会務の経験が少ない若手の先生をお願いしました。

本年度の会報誌「PA」の特集は、キャッチフレーズである「みんなで創ろう、PA会」に因んで「実務系委員会の活動報告」(特集1)及び「PA会のイベントに参加して」(特集2)としました。特に、特集2は、初めてPA会の各種イベントに

参加された若手の先生方に原稿の執筆をお願いしましたので、イベントへの参加を迷われている先生方のご参考になれば幸いです。その他は、おおむね例年通りの内容の会報誌となっています。

PA会のホームページにつきましては、専ら中隈誠一先生を中心にした先生方に更新等をお願いしています。会報誌は年1回しか発行できないのに対し、ホームページは頻繁に更新が可能ことから、研修の案内や各種イベントの報告などをタイムリーに掲載するように心がけています。イベントにご参加できなかった皆様も、ホームページを見ることによってその場の雰囲気や多少は感じ取ることができると思います。PA会のホームページのURLは、「<http://www.pa-kai.gr.jp/>」です。皆様、是非とも”お気に入り”に登録をお願いします。

また、ホームページの内容をより一層充実させるために、皆様からの有益情報、近況報告などを随時募集しています。また、ホームページに対するご希望・ご意見も歓迎しますので、会報部宛E-MAILにてお気軽にお送り下さい。アドレスは、「kaihou-bukai@pakai.gr.jp」です。



KAIKEI

会 計 部 会



萩原康司

会計部会は、P A会の会務を運営するための財務管理を行う部会です。本年度の部会構成メンバーは、担当幹事の私のほかに、岩永勇二先生（部会長）、松井伸一先生の合計3人となっております。

作業内容は、最初に、前年度幹事から作業を引き継ぎ、今年度用の銀行口座を開設して、繰越金を受領するところから作業が始まります。次いで、幹事長ほか数名の先生方にお集まりいただき、年1回の会合が開催されます。この会合で、運営費をどのようにするかが決定され、運営費の寄付のお願いという重要な仕事が始まります。封筒を準備し、お願いの書状を作成し、宛名ラベルを作成し・・・、とこの作業が一番大変ではありますが、その後は、日々、郵便局から送られてくる入金案内と、銀行口座への入金の手

チェックです。

おかげさまで、本年度も600万円を上回る額のご寄付をすでにいただいております。P A会の会務運営に深いご理解をいただき、寄付金をお振り込みいただきました先生方には、この場を借りまして、深く御礼申し上げます。

さて、皆様からお預かりしました寄付金は、各作業部会の活動作業費、各同好会への補助金、日弁への分担金への拠出金に利用させていただいております。会計部会では、これらに伴う銀行振込等の作業を日常業務としており、振込作業を処理しています。今後も、この日常作業が続き、P A会全体としての会計報告を作成の上、総会でご承認いただくこととなります。

残りあと少しとなりましたが、最後まで、ミスがないように細心の注意を払っていきたいと考えております。



研 修 部 会



泉 克 文

1. 本年度の研修部会は、昨年度に引き続き、「研修のいっそうの充実」を目標として活動しています。基本方針は、昨年度の幹事である鴨田哲彰先生が始められた手法、すなわち研修部会を一般研修部門、新人研修部門、

国際研修部門の三つに分け、各部門に部会長をおいて担当部門の部員の活動をリードしてもらおうと共に、部員が希望する研修会を各部門で分担して企画・運営していくという手法を踏襲しています。そして、昨年度と同等、できればそれを上回る回数の研修会を開催し、P A会内部だけでなく外部からも「P A会の研修は充実しているな」という評価をいただけること（回数だけでなく内容においても）を目指しています。

このようにした理由は、昨年度の研修部会の活動が高く評価されたこと、そして、幹事である私が作業部会活動の初心者であることが大きいのですが、新しい手法の評価が固まるには少なくとも数年間の実績を見た上で結論を出すべきだ、と思うからでもあります。

2. まず最初に、昨年度の活動実績などを考慮して部会長（3名）の人選を行い、一般研修部門の部会長には高橋誠一郎先生、新人研修部門の部会長には本田昭雄先生、国際研修部門の部会長には柏岡潤二先生にお願いしました。その後、各部会長に担当部門の部員の人選をしていただきました。この部員人選の段階で、各部会長にはかなりの負担をおかけしたのですが、何とか希望する人数を集めることができました。各部門の部員総数は、一般研修部門10名、新人研修部門10名、国際研修部門8名です。

3名の部会長もそうですが、28名の部員も若手を中心です。これも昨年度とほぼ同様なのですが、若手中心にしたのは、P A会の活動を通じて若い先生方に同会に入会した意義を実感してもらうためであり、また中堅・ベテランの先生方と若手との交流を促進するためでもあります。さらに、若手の部員を通じてP A会会員を増やす、今後のP A会（ひいては弁理士会）の活動を担う人材を

発掘するという面もあると思います。

3. 新人研修部門は新人向けの研修を、国際研修部門は外国関係の研修をそれぞれ企画・運営する部門です。一般研修部門は特にそのような枠を設けず、広く一般会員向けの研修を企画・運営しています。

今年は、三部門全体で20回を超える研修会を開催することを目標としています。また、その内容（テーマ）は、年度前半の実績でいえば、最新の法改正（例えば特許法36条、37条、特許無効審判制度）、最近話題になっているテーマ（例えば職務発明訴訟）、新人向けの特許・商標実務（例えば特許の進歩性判断、商標の類否判断）、諸外国の特許・商標制度（例えば韓国特許制度、中国商標制度）等があり、弁理士実務を広くカバーしています。年度後半も同様に計画しています。

このように、会員の先生方の関心や専門に適合する研修会を多数開催していますので、企画決定後に担当部員からファックスまたはEメールにてお送りする研修案内に目をとおしていただき、自分の関心や専門に合う研修会を選んで奮ってご参加下さい。かならず得るところがあると思います。また、受講希望者が多ければ多いほど、企画・運営に携わる部員の喜びも大きくなります。お時間の許す限り積極的に参加して下さいようお願いいたします。

特に、グリーンP A（平成12年1月1日以降に弁理士登録をしたP A会会員）の受講は無料としていますから、グリーンP Aの資格がある間に受講されるとお得です。

また、研修会の終了後には、講師ならびに企画・運営に携わった部員の慰労と、講師・部員・受講者の間の親睦を深めるために、ささやかな懇親会を開催しています。講師と企画・運営に携わった部員の参加費が無料であることは言うまでもありませんが、グリーンP Aの参加費も無料としていますので、お気軽にご参加下さい。研修会で分りにくかった点などを講師に質問することもできますし……。懇親会が盛り上がると深夜（早朝？）まで及ぶこともあります。これにお付き合いをされるか否かは各自の自由ですので、あしからず。

興味のある方は、P A会のホームページ (<http://www.pa-kai.com/>) を見て下さい。過去の研修会報告書が写真と共に掲載されていますので、研修会の雰囲気を知ることができます。今後の研修会の予定も掲載されています。

4. 研修部会の第一の任務ないし使命は、弁理士業務に関する種々の知識・ノウハウ等の習得の契機をP A会会員に提供し、同会員の実務能力のレベルアップに貢献することにあること言うまでもありません。しかし、それには止まらないでしょう。すなわち、研修会の企画・運営を通じて会員相互の親睦を深めること、若手の先生方にP A会の活動に対して興味をもってもらい、研修部会を含む各作業部会の活動に積極的に参加してもらうことも、研修部会の任務・使命だと思っています。そして、将来、P A会の活動の柱になってくれる人（あるいはその候補）を見出すことができれば、最高でしょう。

研修会の実現には、講師を引き受けていただくP A会会員の先生方のご好意とご協力が欠かせませんが、そのようなご好意とご協力があっても、研修会の企画・運営に関して素人である部員（幹事である私も同じです）が、受講者の関心が高く有意義な研修会を企画・運営していくことは、決して楽なことではありません。（P A会の予算もかなり使っています。）研修テーマの選定、講師の選任、講師との交渉、会場の予約と設営、懇親会の設定など、やるべきことだけを聞いていると、研修の企画・運営に参加するのは面倒なだけと思われるかも知れません。したがって、仕事の時間を割いてわざわざ研修会の世話役などやりたくない、と思われる気持ちも分からないではありません。

しかし、少し考え方を变えて、研修会を企画・運営する面白さや、それを完了したときの達成感とかいった精神的なものについても、考えていただきたいと思います。多くの会員がP A会の作業部会などで積極的に活動をされているのは、必ずしも強制されたためではないでしょう。当初は強

制だったかもしれませんが、何かの機会にそのような面白さや達成感などを知ってしまうと、自分からこの種活動を望んで行うようになるのではないかと個人的には思っています。（私自身もそうですから。）

研修会の企画・運営が最優先されるのはもちろんですが、今年度の研修部会の活動を通じてそのような気持ちになってくれる人が一人でも増えれば、私の役割は果たせたとと言えると思います。

5. この記事を書いている9月の段階で年度の約2分の1が経過したことになります。今までは、ほぼ順調に進行していると思います。確かに細かい部分ではいろいろ苦慮する点はありましたが、今後もあるでしょうが、若葉マークの私のもとで当部会の活動がほぼ順調に進んでいるのは、ひとえに各部門の部員のみなさんのご協力のたまものであります。本当にありがとうございます。

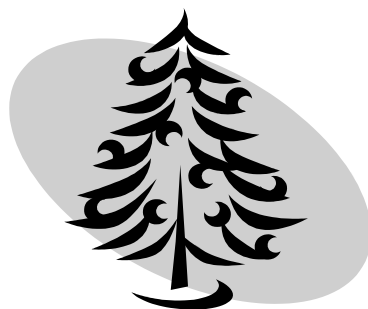
また、3名の部会長の先生方にはかなりの負担をかけていますが、先生方のご尽力と気配りによってここまで来ることができました。心から感謝いたします。

年度の約半分が残っていますが、研修部会の部員のみなさま、何卒ご協力をよろしく願いいたします。微力ながら全力でバックアップします。

また、浅村皓先生や谷義一先生、小池寛治先生には、研修会の企画・運営・講師の選任等、多くの面でたびたびお世話になっているだけでなく、しばしば研修会後の懇親会に参加されてご寄付までいただいております。ここに厚くお礼申し上げます。今後ともご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。

最後に、研修会を受講された経験のないP A会会員の方々には、ぜひ研修会とその後の懇親会に積極的に参加していただきたく、あらためてお願いいたします。研修会場か懇親会場にてお会いできるのを楽しみにしています。

以上



PA会運営資金に ご寄付いただいている先生方

PA会会計幹事 萩原康司

PA会は、伝統的にその会務運営に要する費用を会員の先生方による任意のご厚意に依存しております。会員の方々へのご寄付の依頼状は、例年PA会幹事長と会計幹事の連名で発送させていただいております。

ここに、本年度の会務運営費をご寄付いただきました先生方のお名前を掲載させていただき、PA会の会務運営に対して賜りました深いご理解に心から御礼申し上げます。

なお、PA会会報19号より、当該年度にお振り込みいただきました先生方のリストを掲載しております。本年度も、平成16年9月30日現在までにお振り込み頂きました先生方のお名前を掲載させていただきますので、その点ご了解下さい。

最後に、新たにご寄付をお申し出下さる場合には、下記の郵便振替口座に1口5千円を目安にお振り込み下さい。

郵便振替口座番号 00170-7-536820

加入者名 PA会

阿形 明	浅井 章弘	浅野 彰	浅村 皓	厚田桂一郎	阿部美次郎
新井 孝治	在原 元司	飯阪 泰雄	飯田 岳雄	飯田 伸行	飯田 房雄
五十嵐孝雄	石川 新	石黒 健二	石渡 英房	泉 和人	泉 克文
一色 健輔	井出 直孝	井出 正威	伊東 彰	伊藤 茂	伊東 忠彦
伊藤 充	稲垣 清	稲葉 良幸	井上 豊昭	井上 義雄	猪股 祥晃
今村 正純	岩田 弘	内山 充	宇都宮 正明	江原 望	大家 邦久
大垣 孝	逢坂 宏	大谷 保	大音 康毅	大西 正悟	大場 正成
小笠原吉義	岡田 守弘	岡戸 昭佳	岡部 正夫	小川 順三	小川 信一
押本 泰彦	小野 尚純	小原 二郎	影山 光太郎	柏谷 昭司	春日 譲
員見 正文	片桐 光治	片山 英二	加藤 朝道	加藤 一男	香取 孝雄
狩野 彰	鴨田 哲彰	唐沢 勇吉	河合 千明	川上 宣男	川口 義雄
川崎 仁	川野 宏	川和 高穂	神原 貞昭	木川 幸治	菊谷 公男
菊池 武	菊池 武胤	草野 卓	草間 攻	工藤 宣幸	工藤 実
久保田藤郎	黒川 朋也	桑原 英明	小池 寛治	神津 堯子	國分 孝悦
小島 清路	古関 宏	児玉 喜博	後藤 政喜	小西 富雅	小林 英一
小林 和憲	小林 純子	小林 十四雄	駒田 喜英	小山 欽造	櫻木 信義
佐々木聖孝	佐藤 正美	佐藤 祐介	志方 武	市東 篤	品川 澄雄
治部 卓	清水 徹男	庄子 幸男	須賀 総夫	杉浦 正知	杉村 興作
杉本 博司	杉本 文一	鈴木 利之	鈴木 秀雄	鈴木 学	須田 正義

関 田 寺 野 平 藤 増 松 三 森 山 山 吉 渡	中 崎 末 木 野 子 田 宅 山 田 吉 田 渡	正 敏 史 寿 祐 清 尚 嘉 正 隆 正 紀 功 勝	治 博 朗 一 輔 也 道 夫 隆 紀 功 徳	蔵 田 中 野 平 伏 増 松 村 安 山 田 若 渡	合 中 嶋 中 田 見 井 永 村 井 山 田 田 渡	正 重 克 忠 直 忠 宣 幸 一 稔 勝 望	博 治 光 彦 雄 哉 武 行 実 一 稔 一 稔	曾 田 中 萩 広 舟 永 三 村 柳 山 和	我 辺 平 野 瀬 橋 永 浦 松 澤 田 田	道 恵 治 平 和 榮 英 邦 貞 孝 隆 一 憲	照 基 治 平 彦 子 俊 夫 男 成 一 治	高 谷 西 萩 福 星 松 三 森 柳 山 渡	梨 田 尾 原 田 埜 井 浦 下 田 本 渡	範 拓 康 賢 一 伸 祐 賢 征 一	夫 男 章 司 三 彦 一 治 樹 史 忠 雄	竹 谷 西 長 福 星 松 三 森 山 湯 渡	内 岡 谷 村 野 井 浦 田 内 本 邊	澄 義 邦 直 樹 昇 光 良 梅 敬	夫 昭 子 樹 昇 夫 和 寛 雄 宏 介	館 土 二 馬 藤 本 松 水 森 山 吉 渡	石 屋 宮 場 井 多 浦 野 森 下 井 部	光 勝 正 玄 幸 一 憲 昭 友 穰 参 剛	雄 孝 式 雄 郎 三 宣 宏 平 也 剛
--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--	---



企画 I 部会



越 智 隆 夫

企画 I 部会は、春の叙勲褒章受章者祝賀会、夏のアフターファイブのイベント、そして秋の弁理士試験合格者祝賀会の企画および実行を担当しています。

本年度の部会構成は、部会長が臼井伸一先生、部会員が松井伸一先生、赤澤太朗先生、高見香織先生、高橋誠一郎先生、吉澤弘司先生、松井孝夫先生および齋藤正巳先生です。

春の叙勲褒章受章者祝賀会に関しましては、大塚文昭先生が旭日双光章を受章され、林銆三先生が瑞宝小綬章を受章され、井上義雄先生が黄綬褒章を受章され、6月28日（月）に学生会館で受章の祝賀会を行いました。経済産業大臣表彰を受

賞された松尾和子先生は、残念ながらご都合がつかないということでしたので、後日、記念品を贈呈しました。

夏のアフターファイブのイベントは、部会長である臼井伸一先生といろいろ企画を考えたのですが、時間の経過と相まって、本年は中止となってしまいました。夏のイベントを心待ちにしていた会員の皆様、真に申し訳ございませんでした。

秋の弁理士試験合格者祝賀会は、11月16日（火）に飯野ビル9階のレストランキャッスル（昨年と同じです）で行う予定です。皆様、奮ってご参加下さい。

最後にひとこと。イベントを企画し、実行に移すのは大変なこと、と痛感しており、不肖な幹事を支えてくださっている部会長の臼井伸一先生には本当に感謝しております。



KIKAKU II

企画Ⅱ部会

萩原康司

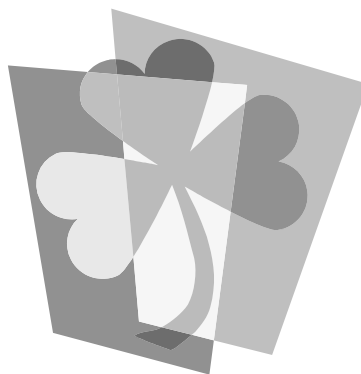
企画Ⅱ部会は、企画Ⅰ部会とPA会の年間行事の企画と実行を分担して担当しています。構成メンバーは、担当幹事の私のほかに、岡田英子先生（部会長）、神林恵美子先生、深澤拓司先生、森本久実先生の合計5人となっております。

既に夏の旅行会をすませましたが、残りは新年会を担当することになりそうです。本年度の企画Ⅱ部会は、なかなか立ち上げができない状況が続きましたが、何とか旅行前に立ち上げることができ、ほっと胸をなでおろしているところであります。

今年の旅行会は、去る8月28、29日に行われ、幹事長である古関宏先生のご縁で福島県の小名浜に行ってきました。例年のPA会旅行会と同

様の宴会や二次会を楽しみ、翌日はゴルフ組、観光組、テニス組と別れました。旅行会でテニスが行われるのは珍しいことですが、今回幹事を務めてみて、テニス希望者が案外多いことに気がつきました。是非来年以降も続けて欲しいと思います。また、旅行会で行うイベントについて他にも希望があれば、何でも言って下さい。なお、旅行会の詳細については、本誌の旅行会記事をご参照下さい。

新年会については、まだ未定の状態です。決り次第皆様に連絡いたしますので、お時間の許す限りご出席を賜りたいと願います。皆さんと共に新年の楽しい時間を過ごしたいと考えています。





平成16年度P A会 口述模擬試験の報告

井出国際特許事務所 野 上 晃

平成16年10月6日、7日の両日、日本弁理士会館3階の会議室において、平成16年度弁理士試験論文式筆記試験合格者を対象に開催いたしましたP A会主催の第4回口述模擬試験についてご報告いたします。

準備

神林恵美子先生のお取り計らいにより、会場として、初日第4、5会議室、2日目第1、2会議室を、また両日とも受験者控え室として、第3会議室を押えることができました。この会議室に、昨年度同様、特許法・実用新案法、意匠法および商標法のブースを各々3組設けることとし（合計9ブース）、両日とも各ブースには口述本試験と同様、2名の講師に待機していただくこととしました（講師数延べ36名）。

講師は、本年度は登録番号11000番台以降の先生方をお願いしておりましたが、特に商標法の講師の手配がなかなか大変で、結果として足立泉先生および望月良次先生にご出馬頂くことになりました。望月先生のご出馬は、浅村皓先生のご推薦によるものです。また、伊東忠彦先生より意匠法の講師に小西直也先生をご紹介頂きました。講師の先生方には、事前に参考資料として口述試験過去問集（平成12年度～平成15年度）をお送り致しました。この資料は、鴨田哲彰先生よりご提供頂いたものです。また、特に若手の先生方には、模擬試験当日早めに集合して頂き、会場設営にご協力頂くことにしました。

口述模擬試験の進め方については、参加申込みが殺到したことおよび幹事会でご指摘を頂いたことから、各受験者が特・実→意匠→商標の順に模試を受けるのではなく、9名の受験者が9つのブースにそれぞれ行き、最初の法域の模試を受けた後、残りの法域のブースを廻って同様に模試を受けることとしました（各ブースでの試験時間は10分間、受験者1人当たりの合計試験時間30分間、これにより30分毎9名の受験者の組が入れ替わる）。そのため、両日とも会場内での混乱を避けるために、各受験者の氏名、擬試験開始時刻と、受

験するブースおよび法域とを記載した受付票を作成し、これを当日受付でそれを各受験者に手渡して模試の間のブース間の移動方法について説明することにしました。両日の延べ受験者の予定人数は108名（54名×2日）です。途中10分間の休憩を挟み、全ての受験者に対する模擬試験が予定では午後6時から9時10分までの時間内で終了するようにしました。

ちなみに、この口述模試への参加申込み者数は、論文本試験合格発表の日の9月22日、午前10時に受付を開始した後、翌朝午前中には約110名を数えるといった状況でした。最終的には126名の合格者の方々から申込みを頂き、そのうち108名の方々には口述模擬試験開始時刻などの連絡をし、18名の方々にはお断りの連絡をしました。

模擬試験初日（6日）の状況

模試開始少し前に会場設営が終了したため、受付票についての説明が不十分なまま定刻に控え室で待機していた最初の9名の受験者の組が会場に入場し、それぞれのブースに散っていきました。2組目まではほぼ予定通り進んだでしょうか。その後、徐々に予定に遅れが出始めたため、頻繁に会場外の受付から会場内に入り、そこで待機している受験者に、「次はどこのブースで受けるのですか。」とか「今受けられている方が終わったら、速やかにそのブースに移動してください。」といった声をかけて廻りました。

遅れ遅れの状態が続き、それでも何とか最後の9名の受験者の組に会場に入場してもらい、受験者席が空いているブースの先生方に待機中の受験者の模試をお願いしようと、各ブースの状況を見ながら待機している受験者に声を掛けて回っていたところ、1名の受験者が、「自分の順番のブースに他の受験者が入ってしまい、しばらく待たねばならない」と憤慨されている様子でした。その受験生には、空いているブースの先生方をお願いして特・実および意匠の模試を受けてもらった後、既に予定の受験者の模試を終えられ帰り支度をされていた足立先生、吉澤先生のブースで最後に商

標法の模試を受けてもらうようにしました。昨年まで試験委員だった足立先生のブースで最後を締めてもらおうのが、その受験者にとって最も良いだろうと考え、両先生に予定にない受験者の模試をお願いしたのですが、その模試の後の当方の説明で両先生は納得して戴けたかどうか。

結果として、1名の欠席者はありましたが、53名の受験者の模試が何とか終了しました（終了時刻9時30分）。

模擬試験終了後、古関幹事長、浅村先生、小池先生、谷先生、福田先生、狩野先生ご参加のもと、講師の先生方の慰労と懇親を深めるために慰労会を設けて頂きました。

2日目（7日）の状況

初日より、早めに会場設営が終了し、控え室で最初の9名の受験者に所定の説明を行った後、定刻になるのを待っていましたが、講師の先生がお一人だけ揃いませんでした。既にオブザーバーとしてお越し頂いていた浅村先生がそのブースで受験者お一人にだけ講師役を務めて下さいました。受付での受験者への対応などで、その風景を写真

撮影できなかったのが残念です。

浅村皓先生のほか、福田伸一先生、村田実先生、井出正威先生ご参加のもと、講師の先生方の慰労と懇親を深めるために慰労会を設けて頂きました。

まとめ

今回の口述模擬試験は、上記のとおり何とか無事終了することができました。結果として、参加された受験者延べ106名を数え、PA会主催の口述模擬試験始まって以来の最大規模を更新することができました。両日とも、模擬試験会場から退場される受験者になるべく声をかけるようにしましたが、どの受験者からも「今回の模試を受けて良かった。」「いろいろとアドバイスを頂き、非常に参考になりました。」との感想を戴きました。全体的には非常に好評であったと思います。

最後に、ご多忙な中、試験官としてご協力頂きました諸先生方、今回の口述模試および慰労会についてご支援いただいた幹事会の諸先生方には、厚く御礼申し上げます。皆様、本当にご苦勞様でした。

10月6日

受付：阪田 俊彦先生、野上 晃

	特許・実用新案	意匠	商標	オブザーバー：
1 G	岩永 勇二先生 稲田 弘明先生	本田 昭雄先生 斉藤 正巳先生	足立 泉先生 吉澤和希子先生	幹事長 古関 宏先生 浅村 皓先生
2 G	内田 勝先生 浅村 昌弘先生	花村 泰伸先生 小西 直也先生	中山 健一先生 高橋菜穂恵先生	小池 寛治先生 谷 義一先生
3 G	小林 英了先生 杉本由美子先生	上田 和弘先生 佐藤玲太郎先生	望月 良次先生 新井 悟先生	福田 伸一先生 狩野 彰先生

10月7日

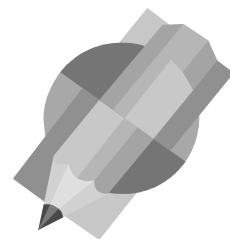
受付：神林恵美子先生、野上 晃

	特許・実用新案	意匠	商標	オブザーバー：
1 G	中野 圭二先生 中隈 誠一先生	鈴木 大介先生 三山 勝巳先生	鴨田 哲彰先生 穂坂 道子先生	幹事長 古関 宏先生 浅村 皓先生
2 G	林 篤史先生 大山健次郎先生	宮城 三次先生 柿沼 健一先生	岡田 英子先生 江成 文恵先生	村田 実先生 井出 正威先生
3 G	青木 充先生 清水 義憲先生	横田 裕弘先生 渡邊 伸一先生	田中 勲先生 青島 恵美先生	福田 伸一先生

オブザーバー欄には、ご多忙のなか、慰労会に駆けつけてくださった幹事会の先生方のお名前も入れさせていただきます。

Photo

口述模擬試験の様子



麻雀同好会

総合幹事 福田 賢三



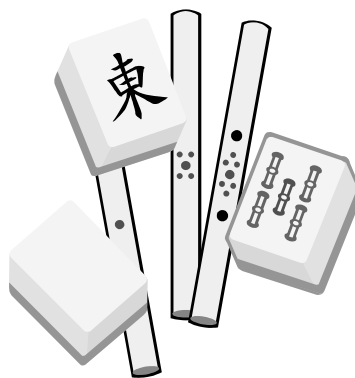
PA-MJ会は、毎年偶数月の第1土曜日に、新橋の雀荘において午後1時から6時までの間に半チャン3回を戦い、3回の総合得点によって優勝から最下位までを決定し、順位に応じた賞品を受け取ることができます。賞品はグッズではなくギフト券にしております。

麻雀の醍醐味は、何といても役作りにあり、跳ね満、倍満、役満等がテンパった時の気分は爽快というより極度に緊張しながら牌を打つというスリルがあり、上がったときの満足感は最高の気分です。しかし、他の人が1000点程度で上がると落胆というより絶望感、悔しさに陥り、逆に上がった人は、何点でも良いから上がれば良いの

だろう、といった表情になるので、更に悔しさが深まります。また、面前でつもって裏ドラが3、4枚あると、最高に儲かった気分になり、逆に振り込むと情けない気分になります。

このように、短時間の内に気分的に大きな変化が発生するので精神的にストレスが溜まることになり、またタバコの煙で室内に大気汚染が発生するし、ビールや酒を飲みながら牌を打つので胃に良くないけれど、役作りや上がった時の満足感によって止められないのが真の雀士ではないでしょうか。

役を知らなくても、また点数が数えられなくても結構ですから是非一緒に牌を打ちませんか。



アウトドア同好会

幹事 松田 嘉夫



この同好会は、野外活動を通じてPA会員およびご家族の皆様の親睦とリクリエーションを図ることを目的としています。“アウトドア”というところからまずキャンプや釣りを想像されると思いますが、当同好会は会員の嗜好や体力に合わせてより幅広い分野で野外活動の楽しみを享受することをモットーとしています。

これまでのところ“ウォーキング・プラスアルファの楽しみ”をテーマに、次のような行事を実施してきました。

箱根・鎌倉古道ハイキング（平成14年3月）

丹沢・ヤビツ峠～岳ノ台ハイキング（平成14年11月）

高尾山・自然観察ハイキング（平成15年3月）

秩父・丸山&温泉ハイキング（平成15年11月）

富士登山会（平成16年6月）

いずれもPA会HP（ホームページアドレス <http://PA-KAI.GR.JP>）にレポートが掲載されています。また今年度のエポックメイキングとも言うべき富士登山については本誌にも楽しいレポートが掲載されているはずですので、ぜひご覧ください。

・今後の活動予定

本誌の発行と前後して恒例の秋のハイキングが実施されていることと思いますが、この原稿を書

いている時点では実施時期等は未定です。実施の際は、その詳細をPA会HPにお知らせとして掲載いたします。タイミングが合うようでしたら皆さんもぜひご参加ください。もちろん同好会会員でなくともOKです。

さて、富士登山に次ぐ平成16年度の特別企画として大聖寺（石川県加賀市）でのマガン観察の旅を計画しています。大聖寺はわが国でマガンを観察できる数少ない場所の一つです。野鳥観察の権威でもいらっしゃる清水徹男先生にご案内いただく予定です。また西日本の野鳥観察の愛好家と共同で実施することも検討しています。時期としては1月中旬～下旬頃を予定しています。彼の地は魚介類が美味しいことでも折り紙付きです。詳細が決まり次第にPA会HP等を通じてお知らせしますので、ぜひお誘い合わせのうえご参加ください。

当同好会への入会希望やご意見等は幹事の松田までお知らせください。電子メールご利用の方は次のアドレスまで：matsuda@gotoh-pat.com

・救命講習について

野外活動では思わぬ怪我や病気に遭遇しがちです。そこでアウトドア同好会では消防庁や日本赤十字社が主催する救命講習の受講を奨励しています。

講習への参加方法などをPA会HPの当同好会のページにて簡単にご紹介しています。興味をお持ちのかたはぜひご覧ください。

スクーバダイビング同好会

幹事 黒川 朋也



スクーバダイビング同好会は、毎年1～2回、伊豆エリアへのダイビングツアーを行っています。一昨年は、相模湾に浮かぶ洋上のリゾート“初島”への日帰りダイビングツアーを催行しました。また、昨年は、初島への日帰りダイビングツアーと西伊豆大瀬崎への1泊2日のダイビングツアーを催行しました。そして、今年も、9月に、昨年同様、大瀬崎に1泊2日のダイビングツアーに行ってきました。

本同好会も設立3シーズン目を迎え、徐々にアクティブなメンバーも増えてきました。それに伴って、「腰が痛いからエントリーポイントが近くないとイヤだ!」とか「私は、夜の飲み会だけ参加しま〜す。」などというわがままな要求が増えて来ていますが、幹事は、これらの要求に一つ一つ丁寧に応え、本同好会の発展に寄与しております（「ホントかよ?」という声が聞こえてきそうですが、とりあえず無視します）。

本同好会のメンバーは、バリバリの経験者からライセンス取り立てのビギナーまで、また、ダイビング一筋の人からダイビングを早く切り上げてビールを飲みたいと思っている人まで、様々なタ

イプの人がそろっており、ダイビングツアーでも和気藹々とした雰囲気の中で楽しく潜っています。ただ、ダイビング好きなことは、皆共通で、朝7時から早朝の海に潜ることもあります。

ダイビングツアーの楽しみは、もちろん、ダイビングだけではなく、潜った後に、おいしい海の幸を食べ、少々(?)のアルコールを体に入れながら、ダイビングについて語り合う。まさにダイバーにとって至福のときです。アルコールが入ると、みんな言うことが大きくなり、「来年は沖縄に潜りに行こう」とか「いや、絶対海外だね。サイパンあたりがいいんじゃないの。」とか、好きなことを言うようになります。幹事の私は、これらの発言を聞き流しながらも、「いつかは沖縄ダイビングツアー、いや海外ダイビングツアーを企画しよう」と夢見ている今日この頃です。

スクーバダイビング同好会では、皆様のご意見を聞きながら、今後もいろいろなイベントを企画していきたいと思っています。スクーバダイビングに興味のある方はもちろんのこと、海の遊びに興味のある方も、是非ご参加ください。



政 策 部 会



足 立 泉

1. 政策部会の概要

PA会の政策部会では、弁理士、PA会、日本弁理士クラブ、日本弁理士会を取り巻く、種々の政策問題を議論、検討しています。今現在、知的財産戦略本部が立ち上げられ、知的財産に関する各種の方針や法改正案等の討議が思いがけない速度で進められております。政策部会では、これら最新の動きや日本弁理士会が関連する各種の課題や問題点をタイムリーに認知し、資料・情報を入手して検討を行います。政策部会員になって頂きますと、これら最新情報を得るのみでなく、知識経験豊富な先生方のご意見に直に接することができ、個々の問題点に関する活発な議論にも参画できますことを付言いたします。

ちなみに、平成16年度の政策部会には40名の会員が参加され、部会長の福田伸一先生、萩原康司先生、三上結先生をはじめとして、ベテラン・若手を含め各方面の専門の先生方に加わっていただいております。

2. 主な政策テーマ

本年度の政策部会が議論、検討中である主な政策テーマは次のとおりです。

【弁理士会の役員制度改革案について】

政策委員会を立ち上げてすぐに役員制度改革関係の案件が検討課題となりました。日本弁理士会同様唯一の単一会である日本公認会計士会の組織や機構に習って、現在の弁理士会の組織の抜本的改革を目指すものです。大まかにいって、執行機関・審議機関を組織的に明確化するとともに、執行機関としての正副会長会以外に常議員の中から“執行理事”を選び、正副会長のロードを軽減する。そして、他の士業の如く、会長・副会長の任期を2年とし、会の業務の運営がスムーズに行われ、政府や特許庁等の官公庁、他の業界との懸案・課題の検討がより密に継続性をもって行うことが出来るようにする、というのが骨子です。この役員制度改革案は日弁の政策委員会でも、検討されておりますが、恐らく本年12月の臨時総会で議題に

上がるものと思われます。

【試験・研修制度の改革】

弁理士の数の急増に合わせ、試験制度の適・不適が特許庁からも問われております。一方、弁理士の量的・質的な拡大を図ることが推進計画2004に言及されたこともあり、正副会長会から、この際弁理士のあるべき姿を明示して、試験制度の改革や知的財産専門職大学の活用も含めた研修制度の改革案を示したいとの方針が示されました。弁理士の専門領域を守り、更に業務の領域を拡大することができるような、優れた弁理士の育成を目的とする試験・研修制度の改革です。ここで、弁理士のあるべき姿を「技術と法律の双方に長けていること」と位置付け、試験や研修もこの姿にのっとった改正をするべきだとの考え方が示されており、“技術とは”“商標・意匠を専門とする弁理士との関係は”等の問題が浮上しております。現在、正副会長会の下で専門のワーキンググループを結成して、更なる検討が進められる予定です。

【秋葉原クロスフィールド計画】

現在建設中の秋葉原駅前のツインタワーの一角（秋葉原ダイビル）に、産学官の“クロスフィールド”、即ち知的財産（主に）に関する情報等交流が可能となる場を組織的に設ける企画が昨年より進行し、弁理士会もこの場への参画（一部フロアの貸借）が求められおります。坪当たりの単価も格安に設定されているので、弁理士会の東京地域への浸透活動の場等として使用することが検討されております。とりあえず仮予約をするかどうかについて10月28日に臨時総会が開催される予定です。

3. 今後の展望

本年は、このように現在進行形で重要な案件が山積する状況となっておりますので、PA会政策部会をさらに充実させるために、知的好奇心の旺盛な会員のご参加をお待ちします。また、現部会員の先生方には、急な部会の開催等をお願いすることもあります。どうか積極的にご参加いただきたく、また電子メール等による活発な議論も頂戴したくお願いいたします。

庶務 I 部会



市原政喜

庶務 I 部会は、幹事会のセッティングを行うのが主な仕事です。幹事会は、P A会の執行を担う組織のひとつで、幹事長、副幹事長、各部会等の幹事長および相談役などから構成されており、毎回弁理士会や日本弁理士クラブなどに関する案件あるいはP A会として重要な案件が議題として取り上げられます。このほかの議題としては、各部会、同好会などからの報告や要望が出されて、いつも活発な意見交換が行われています。

幹事会のセッティングといっても、その仕事は会議室の手配や準備、幹事会メンバーへの連絡、出欠の確認などが中心であり、基本的に1人でできるものですが、部会長の高橋誠一郎先生には私が所用で幹事会に出席できないとき等の場合の対応をお願いしております。

P A会の幹事会では、上述の通りP A会の会務に関する議題だけでなく、弁理士会の重要事項の多くが議題として取り上げられます。ですから、弁理士として仕事をする以上、きわめて重要な弁理士会の情報をいち早く知ることができます。

また、幹事会には弁理士として長く活躍されている著名な先生から新進気鋭の若手先生まで出席されますので、こうした先生方と親交を持つという貴重な経験を得ることができます。そして、このような先生方や幹事長が気持ちよく議事を進められるようにすることが庶務 I 部会の最も重要な仕事なのです。

本年度の幹事会は、4月の引き継ぎ会に始まり、ほぼ毎月開催されており、ようやく後半に入ったところです。後半には幹事会忘年会もありますが、それまでも重要な議題が目白押しです。本年度は幹事と部会長の2人体制で何とか会務をこなしてきましたが、後半はさらに、幹事会の議事がスムーズに進むよう努力していきたく思っております。



庶務Ⅱ部会



濱中 淳宏

本年度は、担当幹事の私と部会長の赤澤克豪先生の2名体制です。庶務2部会は、会員データの管理、同報FAXシステムの管理、PA会メーリングリストの管理、および会員名簿の発行を担当しています。以下、部会の業務を簡単に説明します。

【会員データの管理】 主として以下の3つの業務を行っています。

- (1) 新規入会の申込を受け付けると、幹事会に入会承認を諮ります。幹事会の入会承認を得た後、会員データ、同報FAXシステム、およびPA会メーリングリストに登録します。新規入会会員には、会員名簿と会報をお送りしています。
- (2) 日本弁理士会が毎月発行するJ P A Aジャーナルに会員の異動届が掲載されます。この中からPA会員を抽出し、異動の内容を会員データ、同報FAXシステム、およびPA会メーリング

リストに反映します。

- (3) PA会のホームページ、名簿や会報に掲載されている届出用紙などにより、随時会員からの変更届を受け付けています。(2)と同様に、届出内容を会員データ、同報FAXシステム、およびPA会メーリングリストに反映します。

【同報FAXシステムの管理】

リクルート(株)が運営する同報FAXシステム(リクルートFAX)を利用して、PA会からのお知らせ、幹事会、作業部会、同好会の連絡を行っています。このシステムに登録されている、発信者リスト、同報者リストの管理を行っています。上述した会員データの更新とともに、同報者リストを更新しています。

【会員名簿の発行】

上述した会員データに基づいて、毎年1回、会員名簿を発行しています。



SHOMU III

庶務Ⅲ部会

福田伸一

庶務Ⅲ部会では、P A会会員、更には日本弁理士会会員等の慶弔事を作業しています。

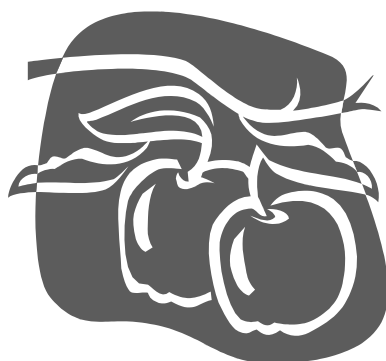
会員等に不幸があった場合、日本弁理士会事務局から当部会幹事へF A X連絡があります。事案をP A会慶弔規定（P A会名簿末尾掲載）に基づき処理し、弔電、生花等により弔意を表します。あわせて、その旨をP A会会員へ同報F A Xにより報告します。

また、春／秋の叙勲褒章の時期には、これまた

日本弁理士会事務局からの連絡に基づき、祝電等により祝意を表します。

何れの作業も、時間との勝負です。特に、上記前者の作業は、通夜、告別式の日取等をP A会会員へ連絡しなければなりませんので、一刻を争います。

そのような意味においては、地味ながらもなかなか胃が痛い部会ということができると思います。



スキー同好会

幹事 藤谷 史朗



スキー同好会の紹介

PA会スキー同好会では、初心者からベテランまで参加できるスキー旅行会を毎冬開催しています。例年出かけているスキー場は、尾瀬岩鞍スキーリゾート(関越自動車道沼田I.C.から1時間)です。このスキー場へは、東京駅から貸切りバスで約3時間半かけて出かけたり、上越新幹線で上毛高原まで行ってホテルのバスなどで現地に行ったり、運転の好きな人は直接クルマで向かったりしています。今シーズンも、尾瀬岩鞍へ行く予定(平成17年2月18日~20日の予定)で、宿を予約してあります。



尾瀬岩鞍スキー場は、雪が豊富でコースも多彩。上級者向けから初心者向けまで、よく整備された白銀の斜面が我々を待っています。冬の山に出て雪面を滑り降りるスキーは、日頃机に向かって仕事に明け暮れる我々には格好のストレス解消の

スポーツです。毎年、出かけるまでは仕事の片付けや道具の準備などいろいろ煩わしく感じたりしますが、いざ滑り始めるとストレスは吹き飛び、結局、やっぱり来てよかったとの気持ちでいっぱいになります。



しばらく滑ってなかったけれど、近年主流になってきているカービング・スキーを試してみたい、といった人もぜひ御参加下さい。

夜は、滑り足りない人はナイトスキーに行くことができますが、ホテルで飲み物(主にアルコール飲料)を飲みながら話に夢中になる人もいて、スキーや仕事等々に関する意見を交換し合いながら、夜がふけてゆきます。

PA会スキー同好会に入れば、このように楽しいスキーシーズンが過せます。皆様のご参加をお待ちしています。



組 織 部 会



神林 恵美子

本年度の組織部会は、昨年に引き続き、弁理士試験論文式筆記試験合格者向けの口述模擬試験を企画・実行すると共に、電子メール通信を利用して同好会等の活動状況及び研修部会によるセミナー開催の状況につき、

それぞれ「みんなで遊ぼうPA会」及び「みんなで学ぼうPA会」

のタイトルの下、会員向けに情報を発信しています。

当初、組織部会の担当幹事を引き受けてほしいという打診を受けたとき、正直言って組織部会が何をやるべき部会なのか明確なイメージが思い浮かびませんでした。いろいろな人に聞いてみた結果、組織部会の役割は、組織としてのPA会を如何にして発展させるかを考え実行することであって、過去においては中部部会の設立、グリーンPAのシステム構築などを行ったことを知りました。

そこで、現在の組織としてのPA会にどのような問題があり、それを解決するために自分が何をできるかを改めて考えてみました。まず、問題として思い当たったのは、PA会会員のPA会活動への参加率の低さです。現在PA会は700名近い数の会員を擁していますが、PA会が開催する新年会、合格者祝賀会などの各種イベントへの出席者は多いイベントでも100名程度に過ぎません。旅行会への参加者も、能力担保研修などの影響もあって40名程度に落ち込んでいます。本年度PA会幹事長のキャッチフレーズは「みんなで創ろうPA会」ですが、これは現状の参加率の低さを憂い、一人でも多くのPA会会員にPA会活動に参加してほしい、という願いがこめられたものと思います。

参加率が低い原因としては、PA会会員があまりPA会活動に興味を抱いていないことにあると思います。では、何故興味を持たないのか。それは、何をやっているかを知らないからではないか。

確かに会報誌やPA会ホームページには、PA会の活動状況がある程度掲載されています。が、会報誌は年に1回の発行であり、よほど時間に余裕のある人でないと、会報誌を初めから終わりま

で全部読破することは困難です。ホームページに掲載されている事項も必ずしもアップトゥデートではなく、1年前に掲載された同好会報告が未だそのまま掲載されているものもあります。こうした状況では、PA会活動に興味を持つに至るまでの十分な情報量がPA会会員に行き渡っていないことは明白です。

それでは、どのような情報をどのように発信すれば良いのでしょうか。同報ファックス通信という手段もありますが、本年度のPA会の財政状況を考えれば、多大な出費となってしまいます。そこで考えたのが電子メール通信です。電子メールなら、好きなときに開封し、邪魔な情報であれば直ちに削除できますので、たびたび発信してもそれほど会員の迷惑にはならないと考えました。発信する情報としては、研修内容や同好会活動等を内容とするものであれば、PA会会員も興味を持ちやすいと思いました。

そうして、現在実行しているのが「みんなで遊ぼうPA会」及び「みんなで学ぼうPA会」のタイトルでの電子メール通信です。このタイトルは、本年度幹事長のキャッチフレーズ「みんなで創ろうPA会」に倣ったものです。

「みんなで遊ぼうPA会」及び「みんなで学ぼうPA会」電子メールに掲載した同好会活動報告や研修報告などは、PA会ホームページにも掲載しています。つまりは、PA会ホームページの掲載内容の活性化にも多少は貢献できているものと思います。

無論、全てのPA会会員が「みんなで遊ぼうPA会」及び「みんなで学ぼうPA会」電子メールに興味を持って読んでくれている、という甘い期待は抱いておりませんし、これを読んだからと言って、直ちにPA会活動への会員の参加率が上昇するとも思ってはおりません。読んでくれた会員の何人かにとって、PA会活動に興味を抱ききっかけになってくれれば十分と考えています。

「みんなで遊ぼうPA会」及び「みんなで学ぼうPA会」電子メールを、迷惑とと思っている会員の方々には、すみませんでした。また、お読み下さっているの方々には、本当にありがとうございます。

来年度以降「みんなで遊ぼうPA会」及び「み

んなで学ぼうP A会」電子メールをどのように取り扱うかは、次年度幹事次第ですが、少なくとも自分が組織部会の幹事を担当している2005年1月末までは、この情報発信を続けていきたいと思っています。

弁理士試験論文式筆記試験合格者向けの口述模擬試験も、ここ数年組織部会が担当する重要イベントとなっていますが、こちらの方は、実質的に部会長の野上先生にお任せ状態でした。口述模擬試験は、これから弁理士としての活動を始めよう

とする合格者の方々にP A会という組織を知ってもらうための絶好の機会です。

口述模擬試験には、数多くの若手P A会会員に講師としてご協力をお願いしております。中には、こちらからお願いする前に、手伝うから声をかけてくれ、とお申し出下さった方々もいらっしゃいます。組織部会部会長の野上先生のご尽力に感謝すると共に、口述模擬試験の講師を快くお引受け下さった皆様に心から御礼申し上げます。



テニス同好会

幹事 平山 洲光



5連勝！ PA会連続優勝記録更新中！

平成15年度の日本弁理士クラブ主催テニス大会は、平成14年11月29日、雨天、品川プリンスホテル高輪テニスセンター（室内コート）において、PA2、春秋1、甲南1、無名1の5チームによる総当戦を行い、我らPA会テニス同好会は、平成11年度以来負け知らずの5年連続で優勝を飾りました。

優勝メンバーの勇姿は、添付写真をご覧ください。



左から、斎藤秀俊氏、川島利和先生、会長の後藤政喜先生、日弁幹事長の波多野久先生、風間弘志先生、幹事長ご持参の静岡名産の次郎柿を優勝商品として頂いた小生、連続優勝を確信して箱に入ったままの優勝トロフィーを持つ松本昂先生です。

順位は、PA会第1チームが13.5点で優勝、春秋会が9.5点で準優勝、南甲クラブが6.5で3位、無名会が5.5点で4位、PA会第2チーム5点で5位という結果でした。

次に、本年度から日本弁理士協同組合主催のテニス大会が8年ぶりで復活し、平成16年5月15日に昭和の森テニスクラブで行われました。



参加者は写真からお分りの通り、左から田中勲先生、杉浦幸彦先生、平山の息子、齋藤秀俊氏、小生の5人、晴天で猛烈に暑い日で立っているのがやっという状態の中で、8チームの総当たり6ゲーム先取戦を7回行い、優勝が17点の同友会、2位が16.5点の無名会、3位が15.5点の弁ク第1チーム、4位が14点でPA会、5位が6.5点で弁ク第2チーム、6位が6点で南甲クラブ、7位が5点で春秋第2チーム、8位が3.5点で春秋第1チームという結果で終わりました。PA会にはちょっと残念な結果でしたが、試合後のビールの美味さは優勝と同じ最高でした。

練習会開始のお知らせ！！平成16年10月25日から月1回のペースで練習会を始めます。時間は18:30～20:30。

ベテランのプロコーチがついて、コーチ料1人1回3千円。場所は、地下鉄千代田線湯島駅近くの黒門小学校の校庭を使います。

初心者からベテランまで奮ってご参加下さい。効果は満点！！

一回の練習で抜群の腕前になります。参加の連絡は平山へ！！

(連絡先) 幹事 平山 洲光

TEL 03-3253-5693

FAX 03-3253-5695

E-mail: hirayama@kikuchi-hirayama.com



特許委員会の活動について

産 形 和 央

1. はじめに

弁理士会には研修所、知的財産支援センターなどの附属機関のような恒久的な組織をはじめとして、いろいろなことを調査研究したりする委員会も設けられています。この委員会には、ここで紹介する特許委員会をはじめとして、バイオ委員会、ソフトウェア委員会、情報企画委員会、例規委員会、研修委員会などその目的に応じて適宜設けられ、統廃合されたり、改変されているのが現状です。さらに、特別の問題や緊急の問題に対応するための委員会や対策委員会も適宜設けられています。これらの委員会は、問題によっては特許庁にいろいろ提言したり、会長からの諮問事項の調査研究も行うこととされています。

2. 特許委員会

このような委員会のひとつとして、特許委員会があります。この特許委員会は主として特許と実用新案の実務的な問題を中心として、いろいろと調査と研究ばかりでなく、各種の提言とか検討を行ってその成果を会員の皆様に情報を提供したりすることもあります。

構成する委員の定員は40名以内ということになっています。委員会の中でも一番大きいものですから、実際の運営は、部会をいくつか設けて担当する課題を割り振り、この部会には部会長と副部会長をおき、各部会ごとに自主的な運営を行うようにしています。

委員会は、委員長と8名の副委員長が指名され、副委員長8名は各部会に分かれて部会長と副部会長を担当することになりました。

この委員会で調査検討すべき事項は、審議委嘱事項として、年度当初に会長名で委員会に委嘱されてきます。審議委嘱事項については年度終わりに調査研究結果を答申として提出することになります。実際には、法律改正とか、審査基準の改正とかいろいろな問題に対応しないとならないところから、審議委嘱事項とは別にこれらについて

も検討し、その結果に基づいて特許庁に意見を具申したり、改善方を申し入れたりします。

3. 16年度の審議委嘱事項

上述のように年度初頭に特許委員会に審議委嘱された事項は、次のようなものです。

- 1) 特許出願の明細書に関する調査、研究
- 2) 特許法の改正および動向に関する調査、研究
- 3) PCT、PLT等に関する調査、研究
- 4) 職務発明制度(特許法35条)に関する調査、研究
- 5) 特許出願の審査遅延原因の調査、研究および改善策の提言
- 6) 「知的財産推進計画」に盛り込まれた下記の事項に関する調査、研究
 - あ) 新規性喪失の例外期限の見直し要件の緩和について提言を行い、論文を發表すること
 - い) 国内優先権制度の弾力的運用を図るため、簡易出願制度を検討すること
 - う) ニーズに応じた審査時期を担保するため、早期審査、分割時期の制限緩和ならびに申し出による審査着手の延期をすることについて検討し、提言すること
 - え) 知的財産の円滑運用を図るため、特許法69条、研究成果について検討し、提言すること

4. 部会の構成と検討体制

上述の事項を調査、研究するために、16年度は4つの部会、すなわち、第1部会から第4部会までの部会を設けて、上述の事項を割り当てて各部会がさらにどのような方向から検討するかなどについて細部を詰めて実施に移していきます。委員はこの4つの部会のいずれか所属することになっています。各部会は部会長と副部会長を決めて、部会長を中心に自主的に各自の検討結果なり、研究結果なりを持ちよってそれをまとめ上げることになります。この場合、部会長がまとめることも

ありますし、委員に割り当ててその委員がまとめ上げる場合もあります。それはテーマがたくさんあれば皆で分担するしかありません。

どのような分担となっているのかといいますと

第1部会：審議委嘱事項1)、5)、6)う)

第2部会：審議委嘱事項2)

第3部会：審議委嘱事項3)、6)あ) & い)

第4部会：審議委嘱事項4)、6)え)

ということになっています。

さらに、緊急の案件については、その案件の担当部会を決めるとともにその問題についての取りまとめの担当委員を決め、委員全員に意見を求めることもありますし、それを検討する臨時の委員会が開かれることもあります。

16年度は、「実用新案評価書の作成」の改訂審査基準案と「優先権」(パリ優先権、国内優先権)の審査基準案についてのパブリックコメントの作成が緊急案件として当初に取り上げられ、各委員が意見を出し合い、担当の副委員長がまとめました。

委員会は、月一回のペースで、2時間の委員会活動となりますが、そのうち半分は部会の審議、検討に費やされ、後の半分は全体での審議・検討・意思決定と各部会の検討状況の報告などとなります。しかし時間が限られていますので時間的に余裕がない場合には各委員間でe-mailで情報交換したり、あらかじめの内容を伝え合ったりしています。ときたまメールで文字化けするような愛嬌のある事態もあるようです。

5. いままでに委員会として対応した事項

いままでにパブリックコメントが求められたり、意見が求められたなどのケースについて主なものを紹介します。

(1) 新職務発明制度における手続事例集

特許法35条が改正されたことに伴う企業内での手続のモデル的なものを特許庁が作成し、公表すると約束に基づくものである。

(2) 「前置報告を利用した審訊」案

審判請求とともに明細書の補正をした場合に、査定を担当した審査官のところでその補正で拒絶理由が解消されるかどうかについてのいわゆる審査前置制度が採用されている。しかし、解消されていないと判断したときには、審査官は前置報告書を作成している。そして、審判請求人には前置が解除された旨の通知が送られてくるだけで、この審査前置報告書で摘示された問題点とか事由に対しては、何ら反論することもできないし、その

まま審判官が最終判断をしてしまうことになる。そこで、必要な場合には、この報告書に対する意見・反論を請求人にさせることとし、この手続として審訊の手続を活用しようとするものである。

(3) 「審査の進め方」の改訂審査基準案

現行の特許・実用新案審査基準第IX部「審査の進め方」は、平成5年11月に公表された「審査ガイドライン」を基礎とし、平成12年12月に一部改訂の上、「審査の進め方」として審査基準に組み込まれたもので、審査の考え方、審査の手順等を示す指針として作成されています。しかし、「発明の単一性の要件」、「先行技術文献情報開示要件」、「明細書及び特許請求の範囲の記載要件」の審査基準が改訂されたことに伴い、これらの内容を「審査の進め方」に反映させる必要が生じ、また、実務が蓄積するにつれ、必ずしも説明が十分でなかった点や、より明確に記載すべき点が散見されるようになったといわれている。

そこで、基準全体の明確化として、全体を二部構成とし、第1節を概論、第2節を各論とし、審査実務を時系列的に順を追って説明し、審査全体の流れを理解するためのフロー図を添付するとか、難解な表現を見直し、明確かつ平易な表現に改めるなどの点を改善したとされている。

(4) 「早期審査・審理ガイドライン」案

審査段階での早期審査の対象と、審判段階での早期審理の対象につき明確でなかった「実施関連出願」の定義の明確化、「中小企業」の定義の変更、「外国関連出願」の対象拡大、明細書中に先行技術に関する記載がある場合の運用の明確化を図るというものである。

(5) 「新規性がないと判断できる場合に拒絶理由について」

審査官の新規性進歩性の欠如についての拒絶理由には、実際には新規性の欠如を明記したほうがはっきりする場合であっても、補正によって拒絶理由が空振りとなることを恐れて進歩性欠如の拒絶理由をすることがあるとされている。というのは、進歩性の判断はまず新規性の判断、つぎに進歩性の判断ということで進歩性欠如は新規性欠如も含むと解釈され、審決取消訴訟でも手続違背の事由とはならないからである。しかし、出願人は相違点が存在することを前提に対応するために、とりわけ発明の切り口からの見方に基づいては(実態の発明は違うようであるが)出願の発明と先行技術と区別できないという場合、審査官の意図とは別のトンチンカンな対応となるおそれがある

るとされている。そこで、このような場合には、新規性欠如を明記するとともに、進歩性欠如もあわせて摘示しようというものである。

（６）産業構造審議会での議論の「補正制度および分割制度の見直し」

この両制度の見直しは、制度の国際調和、出願人間の手続の公平性の向上、フロントランナーの多面的な権利取得支援、出願人と特許庁の負担軽減などの観点から、積極的に検討すべき課題とされている。この問題には、たとえば最初の拒絶理由後に大幅に特許請求の範囲を変更することは欧米と同様に禁止すべきであるとか、米国のような一部継続出願制度を導入すべきであるとか、分割出願をすることができる時期をもっと緩和すべきであるとかなどが含まれているようである。しかしながら、さらに検討すべき問題もあることなどから、課題としてさらに検討すべき事項をさらに検討を続けるとして、今回は分割制度の見直しを行う方向で動いているものと思料される。

6. 第1部会

最後に私の属している第1部会の活動について多少説明いたします。

この部会の調査研究事項の主たるものとして、特許明細書に関する調査、研究というのがあります。このテーマは、多少アカデミックというか、ためになるというか、興味ある問題です。このテーマは長く続いているものです。昨年度は、この研究発表の場として、公開フォーラムを開催しました。そして、参加者から数多くの疑問質問が寄せられました。今年度も17年2月をめぐりに同様の公開フォーラムを開催するべく、検討のピッチを上げることにしています。

今年度は、当初判決例を検討してみて数値限定クレームをテーマにしたらどうかなどということをやってみようとしたのですが、結局その問題よりももっと広いテーマの「広いクレームの明細書の書き方」ということになりました。このテーマには、機能的クレーム、数値限定を含めたパラメータクレームなどのクレームが包含されます。今まで30件ほど検討しましたが、ここ2年以内ぐらいの新しいものを取り上げようということになりました。そこで、化学・機械・電気の分野から種々の広いクレームについて、判決例を検討することになりました。その観点は、①権利化の観点から広いクレームを権利化する上で、記載要件、実施可能要件をどのようにして明細書の記載により充足させるか、②権利解釈の観点から、侵害事件において広いクレームが広いまま解釈され、強

い権利として行使できるようにするためにはどのような明細書であるべきであるのか、というものです。つまり、特定の事件を通して、分析し、明細書の記載の仕方がどのようであるべきかを考察しようとするものです。

なお、今まで検討した中での判決例をご紹介しますと、東京高裁13（行ケ）586（具体的数値の記載欠如による記載不備）、同13（行ケ）346（「所定」なる記載では規定された状態がどのようなものなのか自明とはいえず記載不備）、同14（行ケ）513（製造関係を表わすデジタル信号を入力することの記載ではどのような信号がどのように入力・処理されるのかなど不明で記載不備）、同15（行ケ）68（狭い幅、バンド、バンド状の用語は、説明がなく発明との関係も不明で記載不備）、同15（行ケ）113（プロセス発明で特定のプロセスがどのようなものなのか不明で記載不備の無効事由）、同13（行ケ）593（分割出願につき、補正した事項が原出願の記載範囲を超えており無効事由看過）、同10（行ケ）34（機能的記載につき、具体的構成を想定し、容易に実施できる場合、技術思想として把握できる喜納・作用を用いて表現することも許される）、そのほか、同14（行ケ）361、同14（行ケ）439、同13（行ケ）285、同13（行ケ）295、東京高裁13（ネ）3453などがあります。これらは、委員の皆さんが興味を持ったものの1例ですであえて紹介いたしました。

今後、明細書の書き方について、公開フォーラムを開催することになっていますので、興味があることと思いますが、サポート要件の審査基準が15年度に改訂され、従来文言で認めていたものにつき、実際の、つまり具体的な開示・実施例がない限り、クレームに記載された要件が裏付けられていないとして拒絶するということになっています。どこまでできるのかわかりませんが、委員の皆さんががんばっていますので、よろしく願いいたします。

7. 最後に

以上のような活動が特許委員会で行われています。PCTの担当の委員は、ジュネーブに出張して、PCTの国際会議に出席するなど大変ですし、審判部とのコンタクトとか知的財産協会の特許委員会とのコンタクトなどいろいろあります。特許委員会へのご理解と協力方をよろしくお願いいたします。

PA会のエリート集団!?

— 商標委員会の活動状況 —

加 藤 ちあき

皆さん、こんにちは。いつもPA会では大変お世話になっております。本年度商標委員会で、副委員長を務めさせていただいております加藤ちあきです。

今年度の商標委員会には、大西育子先生、岡田英子先生、神林恵美子先生、古関宏先生、望月良次先生（以上、アイウエオ順）、そして加藤の6名がPA会から参加しています。

元来、PA会には商標を専門にされている大先生方が多く、PA会から推薦を受けて商標委員会に入るのは弁理士試験に合格するより難しいとか、PA会でゾウキンがけを3年やってからとか、まことしやかな噂が若年層の間では流れています。ちなみに、今年の競争率は30倍とか…ホントでしょうか？希望すればすぐに商標委員になれることを誘い文句にしている会派もあるようで、世の中いろいろです。

さて、難関をくぐり抜け、晴れて今年度の委員を仰せつかった我々ですが、それでは、商標委員会とは、普段どのような活動をしているのか？今日は簡単にご説明したいと思います。

商標委員会の職務権限は、(1)商標の制度及び審査基準の調査・研究、(2)商標に関する国際条約の調査・研究、(3)商標法・不正競争防止法及び商標関係条約に関する重要事項について関係官庁・諸団体等に適切に対処すること、(4)ドメインネーム等のインターネット上の表示についての保護に関する調査・研究、とされています。

現在は、近々予定されている商標法の大改正について議論しています。現在の商標法は、皆さんご存じのように、昭和34年にその骨格が作られ、これまで45年にわたりわが国の商標制度の根幹をなしてきたものですが、商標法が保護する商標とは、そもそも、企業のブランド戦略を推進していく過程でコミュニケーションの道具となるものであり、現行制度のままでは、今後ますます多様

化する事業活動の発展に柔軟な対応ができないとの批判がありました。

今回の法改正は、政府の産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会（委員長：土肥一史先生 一橋大学大学院教授）で、その方向性についての議論がされています。この審議会には、商標委員会委員長もオブザーバーとして出席しており、審議会での議論を委員会に持ち帰って皆で議論し、問題点などがあれば、それをまた意見として審議会に持ち込む、といった流れで、法改正作業にも間接的ながら参加しています。

今年度商標委員会の委員は全部で33名。前記PA会のメンバーの顔ぶれからもおわかりのように、例年、女性が1/3から半分近くを占めるのが特徴のひとつです。こんなに女性が多い委員会は他にないのでは？とは男性委員の意見。商標やブランドといった仕事柄、華があるのでしょうか（自分で言ってる…）。どことなくファッションナブルな雰囲気を持った委員会です。

任期も残すところ半年ほどですが、PA会からの推薦を受けているんだという自負を持って、わが国商標制度のあるべき姿を考えながら、務めに励みたいと考えています。これからも、諸先生方のご指導とご声援をよろしくお願い申し上げます。

以 上



ソフトウェア委員会の活動状況

重松万里

平成16年度のソフトウェア委員会は、毎月1回原則第4水曜日の午後1時から5時まで、弁理士会館で行われています。メンバーは総勢35名で、PA会からは吉澤弘司先生、上山浩先生、市原政喜先生、重松が参加しています。本年度弁理士会から委嘱された調査・研究テーマは、「データ構造」と「グリッドコンピューティング」の2テーマです。吉澤先生、上山先生は、「データ構造」をテーマとする部会に、また市原先生と重松は「グリッドコンピューティング」をテーマとする部会に所属しています。各部会の活動とは別に、委員全員でソフトウェア特許関連の判例の収集、検討も行っています。以下、各活動についてご報告致します。

(1) データ構造関連発明の調査・研究

昨年度の活動の過程で、特許庁から「データ構造関連の審査基準を見直す予定である」との情報が見られたため、弁理士会としても並行して検討を行い、特許庁と十分な議論をできるようにしようということで選定されたテーマです。

毎月の部会では、データ構造関連発明で特許あるいは拒絶された事例の収集、分析を行っています。例えば、審査官がどの審査基準を適用してどのように判断したかを予測したり、その審査の妥当性を検討したりしています。さらには、審査基準のあるべき姿、望ましいクレームとはどのようなクレームかということについて、活発な議論が行われています。

9月現在、まだ新しい審査基準は発表されておりませんが、特許庁側の検討は一段落したようで、近々意見交換会が開かれる予定です。

(2) グリッドコンピューティング関連発明の調査・研究

グリッドコンピューティングは、組織の枠を越えた広域ネットワーク上に分散する各種資源（例えばデータ、計算機、実験装置、センサーなど）の中から必要な資源を探索して動的に統合し、ユーザに対し仮想的な計算機あるいは仮想的な組織

を提供する技術です。グリッド環境では、ユーザは同じデータやサービスを利用しているつもりでも、利用される資源は動的に探索されたものなので、常に同じ資源が利用されているとは限りません。このような環境に構築されたシステムをクレームで表現することは困難なのではないか、表現できたとして権利行使上の問題はないのだろうか・・・そんな疑問が発端となって、このテーマが選定されました。

部会の活動は、混沌としていた「グリッドコンピューティング」という言葉の定義付けに始まり、出願動向の調査、さらには仮想事例の検討という具合に進んでいます。その過程では、独立行政法人産業総合研究所グリッド研究センターのセンター長を招待して講演を行って頂いたり、産業総合研究所を訪問して作りかけの仮想事例についての議論を交わしたりと、委員会外部との交流も活発に行っております。

今後は、仮想事例について、どのようなクレームを立てることが有効か、引き続き検討を行う予定です。

(3) 判例検討会

他の分野に比べると数少ないソフトウェア関連の判例を収集、分析する活動で、委員長の高嶋の一声で始まりました。ここのところ興味深い判決が立て続けに出ており、委員会のメーリングリストを賑わしています。

委員会で取り上げられた判例の中には、弁護士である上山先生が直接あるいは間接的に関わった裁判もいくつかあり、上山先生のコメントは特に注目の的です。また、市原先生が分析なさった判例については、パテント誌に論文が掲載される予定です。

各部会の調査・研究テーマは、毎年変わってしまうのですが、この判例検討の活動は年度を越えて継続される予定です。



バイオ・ライフサイエンス 委員会 活動報告

バイオ・ライフサイエンス委員会委員長 井出正威

本委員会は、昨年度までは、「バイオ委員会」という名称でしたが、本年度からは「バイオ・ライフサイエンス委員会」という名称に変更となりました。PA会からは、私の他、泉谷玲子先生（副委員長）、谷口光男先生、小池誠先生、小合宗一先生が参加されております。バイオ・ライフサイエンス委員会は、実務系委員会の一つとされており、ここ数年人気が高く、全体としては、若い人が多いのが特徴と思います。

今年の審議委嘱事項は、

1. バイオ関連発明の審査・運用等についての調査・研究、
2. 再生医療行為を含めた、医療関連行為の保護のあり方についての調査・研究及び日本弁理士会としての提言、
3. 生物多様性条約に関する調査・研究、
4. 植物新品種の保護・強化に関する調査・研究、
5. リサーチツールの特許のあり方に関する調査・研究

となっております。

そのうち、上記2の医療関連行為の保護に関する事項と、上記5のリサーチツールの特許に関する事項に重点を置いています。

医療関連行為の保護に関しては、平成15年6月3日の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の報告を受けて、平成15年8月7日に特許庁の審査基準が改訂となり、「遺伝子組換え製剤などの医薬品及び培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法は、同一人に戻すことを前提としている場合であっても特許の対象となる」ことなどが明示されました。

一方、内閣の知的財産推進計画における「医療関連行為の特許保護の在り方を検討する」(知的財産推進計画第2章「保護分野」I. 3項参照)の部分を受け、平成15年10月から、首相官邸の「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」において、医療関連行為の特許法上の取扱いについての議論が開始され、本原稿執筆時点で進

行中です。

この専門調査会の結論次第では、特許法の改正も十分あり得ると考え、この専門調査会での議論をキャッチアップして十分に理解し、適宜提言等を行えるように、準備態勢を整えております。

この専門調査会では、現時点では、「医師の行為に係る技術（例えば、医師の行う切開方法、切除方法、縫合・接合方法、注射方法）は特許の対象とする必要性は乏しい」とされ、「医師の行為に係る技術の周辺技術のうち、『物』に由来する技術であって『医療機器・医薬品の特定の使用方法』に限って特許の対象とする」といった方向性で検討が行われており、保護対象に関してはかなり限定的な内容になりそうな気配があります。この専門調査会の議事録は、首相官邸のURL (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/iryoyu/index.html>) から入手可能ですので、興味のある方はご参照下さい。

リサーチツールの特許については、リサーチツールのうち、「代替性のないリサーチツール」についての特許による弊害が産業界で指摘されていることを踏まえ、特許法69条1項の「試験又は研究」や「裁定制度」などとの関係と共にその妥当性について検討を進めております。この問題は、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループで取り扱われており、産業界でホットな問題となっていることもあり、当委員会における取り組みが正副会長会から要請されたものです。このワーキンググループの議事録や資料等は、特許庁のURL (<http://www.jpo.go.jp/shiryoyu/index.htm>) から入手可能ですので、興味のある方はご参照下さい。

生物多様性条約(CBD)の関連では、本年度、既に、特許庁国際課から日本弁理士会に2件の意見募集(意見聴取)がありました。CBDは、①生物多様性の保全、②生物資源の持続可能な利用、③生物遺伝資源の利用から生ずる利益の公正且つ公

平な配分、を目的とする条約で、1993年に発効し、現在までに日本を含む約180カ国が締約していますが、米国は未加盟です。

CBD は自国の生物資源に対する各国の主権的権利を認めるもので、CBD 発効前の状況（生物資源は人類共通の財産でフリーアクセスと認識されていた）を大きく変更させたと言えます。この背景には南北問題があるわけですが、CBD の枠組み、特に、上記目的③に関連する「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」の枠組みについて、いわゆる「ボンガイドライン」が2002年4月にCBD 締約国会合で採択されています。「ボンガイドライン」では、遺伝資源を取得する場合はその国の「事前の同意（PIC）」の取得が必要とされ、また、「知的財産権の申請において遺伝資源等の原産国の開示を奨励する（義務ではない）」などの内容が盛り込まれています。

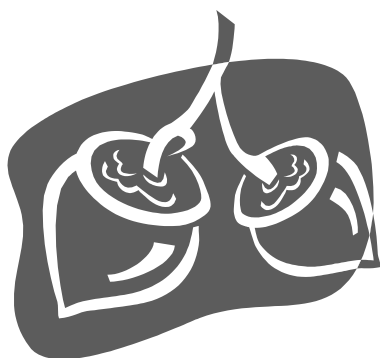
ABS については WIPO でも議論が行われており、WIPO で作成された「遺伝資源：アクセスと利益配分契約のための知的財産ガイドライン草案」について、特許庁国際課から意見募集を受けました。この WIPO のガイドライン草案は WIPO の URL (http://www.wipo.int/documents/en/meetings/2004/igc/doc/grtkf_ic_6_5.doc) から入手可能です。この意見募集に対しては、当委員会で検討の

上、特に知財化後のライセンス契約上の問題点に関する意見を提出しました。

また、遺伝資源等の原産国の開示については、その特許出願書類への開示を義務化することを途上国側は要求しており、PCT 出願の国内段階において当該開示義務を要求できるように、PCT 規則の改正提案がスイスからなされています。このスイス提案については WIPO の URL (http://www.wipo.int/pct/en/meetings/reform_wg/doc/pct_r_wg_6_11.doc) から入手可能です。これに対しても、特許庁国際課から意見聴取を受け、当委員会で検討の上、スイス提案の実効性の面での問題点を指摘し、意見を提出しました。

また、「生物関連発明の審査基準（改訂版）案」についても特許庁審査基準室から意見聴取を受けました。この審査基準は、既に、特許庁ホームページに掲載されております。

今年の委員会は、前半から意見募集・聴取の対応に追われ、ようやく腰を落ち着けて医療関連行為、リサーチツールなどの検討を行えるようになった状況です。医療関連行為については、場合によっては法改正もありうるので、その際には、最新の情報を提供できるように準備したいと思っております。





著作権委員会をどうぞよろしく

平成 16 年度著作権委員会委員長 岡 戸 昭 佳

皆様こんにちは。著作権委員会で委員長を仰せつかっております岡戸でございます。

当委員会は、平成 13 年に初めて設置され、今年で 4 年目というまだまだ若い委員会です。その年に当委員会が設置された理由はむろん、弁理士法改正にあります。すなわち、同法 4 条 3 項中に弁理士の業務として、著作権に関する契約関係業務が規定されたことによります。この改正により当時、いわゆる「義務研修」を受けたことを覚えている方も多いでしょう。当委員会はそんな年にスタートしたのです。

当委員会の目的を簡単に言えば、弁理士に著作権の知識を普及させることと、弁理士は著作権についても専門家であるとの認識を世間に醸成することです。これにより、上記の著作権業務の規定を実効あらしめたいと考えています。さらに、日本弁理士会自体の種々の活動における著作権問題についての検討も諮問されます。

このため当委員会では、主として、著作権関連判決の検討と、著作権契約見本の作成とを仕事の柱としております。

判決検討においては、係争対象の権利の種類や争点、判示事項などを事件ごとにまとめた要約を事件ごとに作成しています。過去 3 年間でかなりの数が作成されており、電子フォーラムにて会員向けに公表する作業を進めております。

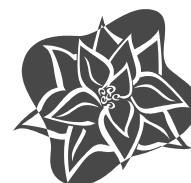
契約見本はむろん、会員が著作権の契約業務をする上で利用できるようにすることをねらっています。作成した見本は一般向けウェブサイトに掲載しているので、日本弁理士会による世間への著作権関連情報の発信という役割も果たしています。

世間への情報発信といえば当委員会では、著作権関連の種々のドキュメントを作成し、パテント誌等の媒体に掲載することも随時行っています。昨年、今年と著作権法改正の解説記事を JPAA ジャーナル等に掲載しました。論文形式のものやトピックス的なものをパテント誌に掲載したことも何度かあります。

ところで皆さんは、「日本弁理士会内規第 69 号」ってご存知でしょうか。これは、会務活動として研究・調査等を行った結果として作成された著作物を公表する際の取り扱いを定めたものです。この内容にやや古い所があったので、改正案を作成することも当委員会の仕事でした。これは平成 14 年から 15 年にかけての 2 年越しの懸案事項となり、本年 3 月に至ってようやく改正実現に至りました。

私自身は、当委員会に設立当初から参加し続けております。当初は、当時私も一員であった PA 会幹事会ルートで当委員会の新設を知り、単なる好奇心で名乗り出たものです。委員就任後しばらくは、関係の専門書をかなり読み込み、受験生時代ほどではないにしてもそれなりに勉強しているようつもりになっておりました。当委員会に参加していると、上記の要約作成のためもある著著作権事件の判決をかなり多く読むことになり。その感想としてですが、著作権事件は特許事件等と比較して、一般の民事事件にかなり近いところがあり、そもそも訴訟とはどういうものか、について考えさせられます。

さて、当委員会 4 年目となった私ですが、単なる相談は別として、著作権に関する実際の仕事の受任はいまだにゼロというのが正直なところです。また、「著作権委員会なんてのがあったの？」なんて声を今でも時折耳にします。これらのことは、先に述べた当委員会の目的がいまだ達成にはほど遠いことを意味しています。このように当委員会はまだまだ発展途上にある委員会であるといえます。そんな著作権委員会をこれからも叱咤激励して頂けるようお願いいたします。



PA会旅行会に参加して

◆PA会旅行記

森内真也

PA会の皆様、こんにちわ。去年会員にしていた森内と申します。今回はじめてPA会の旅行に参加させていただきました。

今回は福島県の小名浜スプリングホテル（今はオーシャンホテル）というところに、8月28日（土）、29日（日）に滞在するというので、一日目は7時からの宴会、二日目はゴルフ組、テニス組、観光組に分かれて楽しむという予定でした。

初日は、上野から常磐線の特急に乗って二時間強のところにある泉駅まで行き、それからホテルのバスに乗ってしばらくするとオーシャンホテルに着きました。実は今回の旅行のお値段から、あまり期待はしていなかったのですが、それをあっさり裏切る立派なホテル。南欧風のイメージでまとめられたおしゃれな建物に、海がすぐそばにあるゴルフ場が付いた豪華な仕様でした。これが幹事長のK先生が経営しているといううわさがまことしやかにささやかれているホテルか……。気分を良くしつつ、各人に割り当てられたシングルルームへ。一人でテレビなど見ているとついうとと……。

はっと目覚めて、温泉に行きますと、素晴らしいオーシャンビューの露天風呂が……。たまたま一緒になったボウリング同好会（とっても楽しい同好会です）のK田先生と海を見ながらしばし歓談。日ごろの疲れがいつぱんに飛んでいく瞬間です。

宴会は7時からで、厚田先生の、「PA会の先輩をどんどん利用しなさい」というありがたいお話を皮切りに、いろいろな話で盛り上がりました。なかでもH山先生のお話はしみじみと味わい深いものがありました。



あっという間に1次会が終了し、一同は2次会の会場である、ホテルの最上階のスカイラウンジへ。ここも、豪華で広々とした居心地の良い空間。酒も入っていやがおううえにも盛り上がります。

宴もたけなわ中、上機嫌のK林先生がやってきて、M田先生との馴れ初めを饒舌に、かつ、実に幸せそうに語りはじめます。「最初はゴルフを教えてもらうって話だったの。私はM田は結婚してるとって思ったからなんとも思ってなかったけど、M田はそうでもなかったみたいよ……」などなどのお話を有難くお聞きし、これで旅行記のネタは揃った、と思いきや、もうこういう話は何年も前に廃れている、ということを知り、周囲の先生に教えられ、自分の未熟さを思い知りました。「二人のためにPA会はある、というわけですね。」とつぶやくと、向かいのK田先生が、これを歌詞にして例の歌を大きな声で歌いはじめたのでした。

そんなこんなでまたまたあっという間に12時になり、2次会は終わり、私は眠くなったので部屋に戻りましたが、かなりの人数の先生方がご当地名物のラーメンを食べに行き、さらには幹事長のK先生のお部屋で飲んだそうです。



翌日は、観光コースということで、白水阿弥陀堂→いわき市石炭・化石館→塩屋崎灯台→割烹一平→ララミュー(?)というルートを取ることになりました。国宝願成寺白水阿弥陀堂は840年も前に建てられたお堂で、ハスの花が咲き乱れる素晴らしい浄土庭園を持っていました。本尊阿弥陀如来像の前で、しばし祈願。「拝む心は生きる喜びである。」(パンフより)



石炭・化石館では恐竜の化石や常磐炭田の歴史(ろう人形も沢山ありました)に魅入られました。また、帰り際に駐車場のD51で一話題盛り上がりました。C62とは動輪の数が違う、とか。

塩屋崎灯台では、すぐ近くにここらへんで一番大きな海水浴場が広がり、つい10日くらい前までは海の家が林立し、夏の炎がいろいろな意味で燃え盛っていたとは信じられないような静かな様子で、私に夏の終わりを感じさせました。なんでもこの灯台、美空ひばりさんの歌に出てくる由緒ある灯台らしいです。

灯台に登ってカロリーを消費した後は、お楽しみの、「5000円の昼食」を割烹一平で食べ、一同、観光コースを選択したことの正しさを実感したのでした。



ララミューは、大きな市場で、沢山の魚などの物産が売られ、各先生がお土産の購入に夢中になっておられました。割烹一平からララミューに行く途中、ここまでほとんど降らなかった雨が、もう我慢できないという感じで降り始め、そのまま大降りに。

帰りは再び泉駅から特急でしたが、私の発案したあるメソッドについて、なんとか知的財産による保護はできないものかとその戦略を隣席のM田先生(さきほどのM田先生とは別人)にご相談しているうちにいつのまに上野に着いていたのでした。M田先生お疲れのところ失礼しました。

今回は、はじめての旅行で、しかも大先輩が沢山いらっしゃるということだったので、少々負担も感じておりましたが、ふたを開けてみると、どの先生も気さくな方ばかりで大変楽しくあっという間に時間が過ぎました。今回書ききれなかった楽しいネタも沢山ありました。今の世の中、いろいろな方と知り合う機会というのはそうそうしょっちゅうあるものでもありません。全く有難いことだと思います。来年もスケジュールが合う限りぜひ参加したいと思います。拙筆失礼いたしました。



◆旅行会で初めてテニスを行いました。参加した先生方の感想です。

本田昭雄： テニスコートのフェンスの向こうから打ち寄せる波の音と潮風が8年間のブランクを吹き飛ばし、勘を徐々に取り戻すことができました。テニスをした後、ホテルの露天風呂にどっぷり浸かり、海を眺望しながら疲れた体をほぐしました。久しぶりに有意義でリッチな気分を満喫できました。



泉克文： 今回の旅行会では、観光を考えていたが、テニスという話が出たので便乗させてもらい、短時間だったが大いに楽しむことができた。台風の影響で当日（8月29日）は雨を覚悟していたのに、テニスをした午前中は降らず助かった。天に感謝。でも急に運動をしたせいで駅の階段を下りるのがつらい。

中野圭二： 旅行会の二日目にテニスの練習をするという話を聞いて、眠っていたラケットを持って参加しました。全くの初心者なので一から指導を受け、終わり頃にはなんとかテニスらしくはなってきたのかなと思っています。このような機会があれば、また参加したいです。

平山洲光（テニス同好会幹事）： 前夜祭が盛り上がり、早朝からのゲームは少しくついででしたので、練習だけしました。日頃テニスをしている藤谷先生を始め、初手合わせにもかかわらず皆で楽しくテニスできたのは、やはり皆さんテニス好きという共通の趣味があるからでしょう。私はどちらかと言えばテニスの後のビールなのですが、旅行会でテニスができるなら毎回参加したいですね。それではテニス万歳。



◆PA会旅行会に参加して



石渡英房

7月に案内が回ってきたとき、「参加しようか。どうしよう。」と考えました。というのは、それまで、一度も旅行会には参加したことがなかったので、逡巡したわけです。8月の末は少し時間にゆとりが出そうですし、思い切って参加することにしました。

宴会が始まったのは、能力担保研修を受講している先生に配慮して、7時過ぎでした。特に、面倒くさい式次第はなく、乾杯の発声とともに、飲み会モードに突入。そのうち、いろいろな先生が移動してきて、あちこちで話の輪が広がりました。私は、たまたま松田先生のとりになり、先生が少し早く来て、回りの湖沼で、釣りをされた話を伺ったりしました。「そういえば、確か、ハイキングの同好会があると聞いている」と話すと、今年の夏は、富士山登山にいったのだということでした。そして、11月ころにまた、例会をやるので、案内をいただけるという、お話しをしていただきました。私もときどき高尾山や丹沢に行ったりしているので、楽しくお話しをすることができました。

さて、翌日は、私は、オプションで、ゴルフを選択していたので、8時15分にキャディマスター室に集合しました。私はゴルフ初心者でしたが、こちらの参加についても逡巡していたのですが、参加してみることにしました。

ゴルフ場に付属のホテルでしたので、朝が楽ということはいいことです。スタートホールでは、紅一点参加の神林先生が、ドライバーで豪快に飛ばすのを見てびっくりしました。後でお聞きする



と、後半のハーフは46で回られたそうで、さも
ありなん。私はダボでスタートしました。一緒に
回った先生方には、大変ご迷惑だったと思いま
すが、皆さん大変親切にしてくださり、おかげさ
ま、ショートホールでパーをとることができま
した(古関先生、「ナイスパー」のお声がけありが
とうございます。)。幸いにして、心配されていた天
気も、何とか小雨がばらつく程度で済み、私のス
コアは“土砂降り”でしたが、無事に楽しく過ご
すことができました。

帰りは、ゴルフ組だけの車中となりましたが、
ビールを飲みながら、事務所の経営の話について
いろいろとご教示いただき、東京までの2時間も
あっという間でした。ゴルフコンペでいただいた
参加賞の魚の干物を手に、上野で皆さんと別れ、
家路に着きました。いままで、知らなかった先生
方ともお知り合いになることができ、交際の輪が
広がった旅行会でした。時間がたっぷりあります
ので、いつもと違った濃いお付き合いができた
というのが収穫でした。

◆PA旅行会今昔

星 野 昇

台風16号の余波のせいか、小雨模様のなかを特
急「スーパーひたち」31号は上野駅をあとにして
目的地の小名浜へ快適に走りました。途中の水戸
辺りから薄日もさすようになり、電車を降りた
ときは雨の心配はなくなっていました。

小名浜オーシャンホテル&ゴルフクラブにつ
いたときは、まだ明るく、部屋からの眺めはまさ
に一幅の絵を思わせるような素晴らしいもので
した。

今年の旅行は、ファミリー同伴でない人はす
べて「シングルルーム」という従前のPA旅行会
とは違った状況でした。仲間と一緒に遊びの旅
行に出掛けても、宿での泊りが「シングルルーム」

というのは経験がなく、宴会までの時間をどの
ように過ごそうかと思案したほどです。

いままでの旅行会では数人ずつが同室で泊まる
ということでしたので、同室者は、普段ほとんど
話をするのがなくても、日頃の袪を脱いだりラ
ックスした雰囲気でお話に花がさいたものでした。
また、宴会までの時間、マーじゃんや囲碁、ある
いはおしゃべりを楽しむなど、それぞれのグル
ープに適当に顔をだして歩き廻ることもできま
した。

旅行会では、日頃あまり接触のない人とのふれ
あいがあって、その中から色々と教えられるこ
とがあります。

いつも自分で運転する自動車でも目的地までこ
られ、宴会の後は、カラオケですばらしい歌唱
ぶりを示された先生。大型バイクで颯爽と乗り付
けられて、渋いのを聞かせてくれた先生。負けの
込んだマーじゃんの肩代わりをさせる先生。薄明
の中で、いつもは見ることでできない鳥影を追っ
ておられた、バードウォッチングをしておられ
る先生。ちびりちびりと召し上がりながら普段は
めったに聞けない昔のエピソードを話される先
生。等々、以前の旅行会ではそんな楽しみもあ
りました。

宴会の後のラウンジでのおしゃべりや、幹事の
部屋での懇談(体力が続かず不参加)など、今年
の旅行会でも、元気な皆さんは未明近くまでに
ぎやかに過ごされたようです。

翌日は恒例のように、ゴルフやテニスのスポ
ーツに打ち込むグループと観光グループとに別
れての行動でした。

観光グループは、9人で、ジャンボタクシーに
相乗りして目的地を廻りました。

いわき市石炭・化石館には、色々な化石が展
示・説明されており、化石と石炭との関連も
うまく解説されていました。模擬坑道へのエレ
ベーターは、2階から1階へ数m下りるだけ
なのに、擬音と振動と光との組み合わせと巧
みな解説が、数百メートルの坑道を秒速
00mで何分間も下りていく感じをうまく再
現しており、採炭現場の展示もなかなかのも
のでした。

つぎに訪ねた白水観音は、お堂を囲む池の中
に蓮が咲いているのが印象に残りました。

塩屋崎灯台の展望台からは太平洋の水平線が
よく見えました。下からですと20階ぐら
いのビルを階段で上り下りするのと同じで、
息切れがしました。

お昼は、ウニ尽くしのお料理で満腹となり
ました。料亭からショッピングセンターまで
小雨の中を歩きました。

適当にお土産を買い込み、再びジャンボタ
クシーののって泉駅に着き、特急「スー
パーひたち」42号でつつがなく帰京しま
した。

PA旅行会参加者も年々減少傾向にあり、淋しく感じます。特に話がしやすい同じ年代の先生がほとんどおられなかったのは残念でした。

趣味で参加しているグループのまとめ役が、「自分より10歳年上の人と10歳年下の人と付き合うと、現在の自分の過去と未来を同時に観られるから」と話してくれたのを覚えています。

PA会に入会して旅行会に参加しはじめた頃は、「自分より10歳年上の人と10歳年下の人と付き

合う」こともできて、有意義な体験も多くしました。しかし、もう最近では、こんな夢も実現不可能になってきていて、かつて、マッカーサーというアメリカの将軍が退役のときにいったという「老兵は死なず、消え去るのみ。」という心境です。

旅行でお世話いただいた幹事の皆さん、色々と有難うございました。

宴会風景





2004年PA会スキーツアー記

香取国際特許事務所 鈴木 大介

弁理士試験に合格してから1年余り経った今年の2月。受験生時代には遠ざかっていたスキーを本格的に再開しようと機会をうかがっていた私は、同期の坂野先生からPA会スキー同好会のツアーの話聞きつけ、チャンスとばかりツアー1週間前に幹事の藤谷先生にお願いして、初めてPA会のスキーツアーに参加させていただきました。日程は2004/2/20(金)～22(日)の2泊3日で、行き先は群馬県の尾瀬岩倉スキーリゾートでした。「はらかな尾瀬～♪」の歌で有名です

(<http://www.oze-iwakura.co.jp/>)。

20日(金)の朝、スキー好きのあまり忙しい仕事を~~抛ったらかして~~やりくりして参加した約20名で東京駅からバスで出発しました。バスの中で自己紹介。今年は私も含め、新人の先生方が数名参加して顔ぶれがリニューアルされたようです。約3時間でスキー場に到着。学生時代に主に長野・新潟方面で滑っていた私は尾瀬岩倉に来たのは初めてでした。首都圏からもっとも近い、滑りごたえのあるスキー場との定評があります。



ゲレンデ前のホテルに荷物をおき、昼ご飯を済ませ、全員ゴンドラリフトで山頂まで登ったあと、記念撮影。その後は早速、各自自由に滑走開始。このスキー場には初級者から上級者まで満足できるあらゆる斜面が揃っています。中・上級者には

特に国体男子コースがオススメです。朝一番に滑る快感がたまりません。また、スノーボードも可能です。ゲレンデは広大で、スノーボーダー組の皆さんとは、結局3日間遭遇できないほどでした。

同好会会長の柳田先生は、45歳からスキーを始めてスキー検定1級をお持ちという、そのにこやかなお顔に似合わない剛の方です。何事も始めるのに遅すぎることはないというお手本ですね。スキーは始めて間もないという伊藤先生のご指導を担当されていました。



夕方まで滑り、ホテルの大浴場で入浴後、全員で食事。宿泊先の尾瀬岩倉リゾートホテルは、ゲレンデの真ん前にある便利なホテルで、このスキー場では定番とも言える宿です。食事は豪勢で美味しかったです。スキーもいいですが、滑り疲れた後に飲むビールの旨さには格別のものがあります。

翌21日(土)も1日中、へろへろになるまで滑りました。私は主にゴンドラ山頂駅から裏側にある西山ゲレンデで滑っていました。こちらのゲレンデも、滑走距離、斜度とも申し分ありません。コブ斜面を征服しようと燃えている坂野先生に誘われ、私も苦手のコブ斜面のコースに行きました。するとツアーの皆さんに遭遇。柳田先生の事務所のスタッフである相原さんの愛息のタカくん(小

2) は、ミニスキーを履き、ヘルメットをかぶった将来有望なスキーヤーです。急斜だろうがコブ斜だろうがお構いなしにボーゲンでスイスイ滑ります。「リーゼンコース」がお気に入りなので密かに「リーゼン小僧」と呼んでいます。一方、タカくんにせがまれてコーチ役（お守り役？）をしていた中野先生は筋金入りのレーサーで、滑りも豪快。草レースを荒らしまくっているらしい。回転用と大回転用の板を使い分けるのですから、とてもかかないません。

この日は夕食後、ナイター滑走も敢行しました。現在は新人研修部会で部会長としてご活躍中の本田先生、華麗な滑りにも真面目さがにじみ出ています。研修の企画担当をしたときはお世話になりました・・・。ナイターでは、掛け声を出しながら4～5人で縦列滑走し、一糸乱れぬ大回り、小回りなどの技を練習するシンクロナイズド・スキーイング（？）のチームにも遭遇しました。

ナイター滑走から戻ると、我々が泊まっている大きめの部屋で、すでにみんな集まってお約束の宴会が始まっていました。村田先生、神林先生のご夫妻や阿部先生など、大御所の先生方と気軽にお話できる貴重な機会でした。

最終日の22日（日）は午前中だけ滑りました。1つだけポールをセットしたコースがあり、朝一番に滑ろうと思っていたのですが寝坊したため、私が行った時にはすでに大勢が滑った後で、コースに沿って大きく溝が掘られていました。残念。今回のツアーは、3日続けて天候に恵まれました。ただし日差しが強く、昼になると雪は融けてべちゃべちゃになり、必ずしもベストコンディションとは言えませんでした・・・。



午前中の滑走後、温泉に入ったあと、バスで帰途につきました。この頃にはみんなすっかりリラックスして、バスの中では、談笑する方あり、死んだように眠る方あり、宴会&トランプゲームに興じる方あり。瞬く間に東京駅に着きました。いやはや何ともはや楽しいツアーでした。

PA会の同好会は、スキー同好会をはじめ、どこもそうだと思いますが、同好会員でなくても、自由に活動に参加できます。気軽に参加できるところがとてもありがたいですし、同期以外の先生方と交流するにも、またとない機会です。運動不足が解消されるだけでなく、日々の仕事にもプラスになること請け合いです。スキー同好会のツアーは初心者からベテランまで大歓迎です。とくに受験生のときは「滑る」は禁句だった皆さん、新しくスキーを始めてみようという皆さん、ぜひ参加して、一緒に滑りましょう！

以上



富士登頂記

田 中 勲

同期の中野先生を介してアウトドア同好会幹事の松田嘉夫先生からお誘いがあり、同好会の活動に参加しました。その時の感想を述べます。

私はアウトドア同好会の活動に初参加でしたので、活動内容を詳細に把握しているわけではないのですが、松田先生のお話によれば、登山に限らずハイキング等も行っているとのこと。今回は、6月26日、27日の2日間で富士登山を行うことになった、とのこと。

参加者は、幹事の松田先生をはじめ、アドバイザーの舟橋先生、濱中先生ご一家、中野先生、中野先生のご友人の川端さんに、私を加えた総勢9名。舟橋先生以外の8名は富士登山の経験がなく、どことなく不安を憶えながらの登山だったわけですが、舟橋先生は世界の山々を経験され（詳細は先生編著「アコンカグアの白い風」（山と溪谷社）をご覧ください。）、富士山をトレーニング場にしていらっしゃるとのことでしたので、富士未体験者8名は舟橋先生からアドバイスをいただきつつ、山頂を目指すことになりました。



舟橋先生のお話では、富士山は、登山シーズンのピーク時ともなると登山客で溢れ、さながら満員電車のようになるとのことですが（想像するとゾッとします）、私たちが登ったのは6月下旬の山開き前でしたので、登山客はさほど多くなく、ま

た、幸運にも天候に恵まれましたので、周りの景色を楽しみつつ快適に登ることができました。5合目、6合目あたりでは眼下に山中湖や樹海がよく見えましたし、何よりも、雲海から見えた御来光の様子や、山頂からの景色は格別でした。皆さんも同様の感想をお持ちのご様子で、舟橋先生は『頂上から甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳が見えました。下からわきあがる雲海も素晴らしかったです。』とおっしゃっていますし、中野先生も『富士山からの眺めはすばらしく、初めての富士登山は十分楽しめました』とのご感想です。



富士登山のお誘いを受けてまず考えたのは高山病の心配。富士に関するウェブサイトを見ると必ず出てくる話題です。正直なところ、出発前はかなりビビっていましたが、実際に登ってみると、濱中先生ご一家のペースに合わせてゆとりを持って歩くことができたためか、心配は杞憂に終わり、9名揃って本八合の山小屋（約3200メートル）まで辿り着くことができました。道中、濱中先生の2人のお子さんの存在感は絶大で、終止その場を和ませてくれました。小学校5年生の息子さんは、初日は私たちの先頭を元気よく歩いているように見えたが、濱中先生によれば、『行きは、地獄の道』だったそう。一方、小学校2年生の娘さんは『初日、途中泣きながらも八合目まで登

攀。でも、意外と楽しかった』とか。松田先生曰く、『濱中先生のお子さんたちにペースを合わせて歩いたおかげで何とか頂上にたどり着きました（つまり、子供をなだめすかし励ますフリをして実は休んでいた）』。

残念ながら、2日目、濱中先生と娘さんは体調不良のため登頂を断念され（後日のコメントでは『海男の私には、山はやっぱり向いていないのか・・・』と自信喪失のご様子。）、他の7名で山頂を目指すことになりました。山小屋を出発して暫くすると山頂が目の前に現れるのですが、近そうに見えて意外に遠い。その上、空気の薄さを明らかに感じるようになってきて、息を切らせながら漸く山頂に辿り着いた。登頂の達成感というよりも「やっと着いた」といった具合で、着いた瞬間その場に座り込む。山頂は風が強いうえに気温5度。止まっているとかなり寒い。それでも山頂

観測所の人たちは半袖姿で「暑い」と言っていた。いったいどんな感覚をしているのだろうか。

下山道はとても退屈。ただ延々とジグザグの道が続いている。しかし、その道中ですごいものを見た。なんと、マウンテンバイクに乗って下山している外国人2人組がいたのだ。砂利に足元を掬われて何回かこけていたが、かなり楽しそうだ(尤も、行きはマウンテンバイクを担いで登らなければいけないのだが)。もし興味がある方がいらっしゃればチャレンジしてみてもいいのではないでしょうか。

このような具合で、私たちは無事下山することができました。天候にも恵まれ、よい体験ができたと思います。これも、バスや山小屋の予約などの手配をして下さった松田先生、貴重なアドバイスをしていただきました舟橋先生をはじめ、参加者の皆さんのおかげかと思えます。ありがとうございました。



ボーリング大会に参加して

坂倉 夏子

みなさまは、ボーリングというと、どのようなイメージを持たれますか？

これまでの私にとって、ボーリングは、いつも「何かのついで」か「何かの代わり」の遊びでした。学校帰りや会社帰りに友人達と集まってごはんを食べてお酒を飲んだ後に、まだみんなと一緒にいたいけれど何をしようという時、多くの場合はカラオケになるのですが、時々みんながとってもアクティブな気分になっていることがあり、そんなときは、卓球やダーツ、ビリヤードに行こうと盛り上がります。そして卓球等でひとしきり楽しんだ後まだ何かしたいなという場合、又は、いざお目当ての卓球やらに行くと思ったより混んでいてしばらく待たなければならぬ場合。さてどうするか…。ここで、登場するのが、そう、ボーリングなのです。

「ボーリングでも…しようか！」

つまりは、ものすごい脇役又は代役で、ほとんど登場しない存在です…。
かわいそうなボーリング…。

ですが、ボーリングとの接し方がこんな風である方、意外と多いのではないのでしょうか？

そんなボーリングに対する私のイメージはというと…

* ボーリング場には、ウキウキアイスがある♪
ボーリング場といえば、自動販売機で売られている“セブティーンアイス”。独特の形をした棒アイスです。美味しいかどうかは別として、ウキウキな味がします。

* ハイタッチで一体感♪
ボーリングといえば、ハイタッチ（頭上でお互い

の手のひらをパチン！と元気に合わせるもの）です。ストライク等、ナイスプレーをした時にみんなにハイタッチをしてみたいのですが、みんなが一体になって楽しんでいる笑顔空間が生まれ、私はこれが大好きです。

* 音楽聴き放題&歌い放題♪

ボーリング場では、邦楽洋楽、様々なジャンルの今売れている曲が流れていることが多いので、数時間の間にあらゆる音楽を聴くことができ、今の流行をつかめます(笑)。そのうえ場内は騒音が多くみんなボーリングに夢中なので、自分が好きな曲を比較的思いきりよく一緒に歌うことができ、爽快です。

ボーリングそのものの影の薄さは否めません…。

そんな私が、今回、PA会のボーリング大会に初参加することとなりました。初めて、ボーリングそのもののためにボーリング場へ足を運ぶことになったのです。

今回は男女ペアの大会で、なんと私のペアの相手は所長…。ドキドキです。

私のレーンは浅村事務所レーンで、所長と私ペア、横田・前川ペアと一緒にプレーしました。

実際に投げる場面になると、緊張してしまい、そもそも下手くそな腕前がもっと下手くそになり、しばらくはボロボロで所長にたくさんご迷惑をおかけしてしまいました。所長は優しく励ましてくださるのですが、「どうしようどうしよう」と思えば思う程へんてこりんなボールを投げてしまう…。大好きなハイタッチもできません。

その一方で、隣の横田・前川ペアときたら、事務所のボーリング大会ではブービー賞で下手くそだったはずの横田さんはストライクを連発し、「スコア50くらいだから」と言っていた前川さんは「神がおりにきた！」等と訳のわからない発言をしだ

す程のうまさ。差は広がるばかり。
隣のレーンを見ると、1位ペアがプロ並みのフォームでボールを操っています。すごい…ボールが回転している…。

はしゃぐ隣の二人組をよそに、私は、ウキウキアイスの存在も忘れ、音楽も聴かず、1本でも多くのピンを倒したい一心でボーリングに取り組みました。そんな私のどうにかこうにかの頑張りに所長のナイスフォローが加わるとともに、隣のペアへの「所長ペアに勝とうなんて、明日お給料ないよ」というちょっとした脅し（?!）が効を奏して、少しずつ隣のペアはペースダウン、所長と私が徐々に追いついて、最終的には1スコア差で横田・前川ペアをおさえ、2位になることができました。

その時の所長のうれしそうな顔を、忘れられそうにありません。よかった！本当によかった！！
賞品には、ジュネーブ土産の素敵なテーブルコースターもいただき、大満足でした。

また、終了後の懇親会の席では、ボーリングのお話をたくさん聞かせていただき、ボーリングの歴史やスポーツとしての奥深さに感心しました。

ボーリング、今まで軽く扱っていてごめんね。

というわけで、ハラハラドキドキのボーリング大会は無事終了しました。とても新鮮な時間を過ごすことができ、楽しかったです。

みなさまも、是非、ボーリングに挑戦していただければと思います。ウキウキアイスも、食べてみ

てくださいね。

最後に、同じ事務所から一緒に参加した横田さん & 前川さんのコメントをどうぞ♪

前川さん：

かつての会社のボーリング大会でブービー賞をとって以来、ボーリングをするのは8年振り。今回もひどいスコアをとるのかと恐れつつの参加でしたが、びっくりするほど絶好調♪
大変楽しい時間を過ごすことができました。

横田さん：

精神修行がまだまだ足りないと痛感したボーリング大会でした。

坂倉さんが軽く触れている2ゲーム目の出来事をもう少し詳細に再現させて下さい。

絶好調だった1ゲームから一転、2ゲーム目は急ブレーキ。一方で所長チームはなんだか調子をつかんだ様子。やばいぞ…

そんな中、絶好のチャンス！これを取れば所長達に追い付かれることはない。

以下、投球前の所長との何気ない会話。

横田「所長、これ倒したら明日から事務所に僕の席ないですかね～、へへへ。」

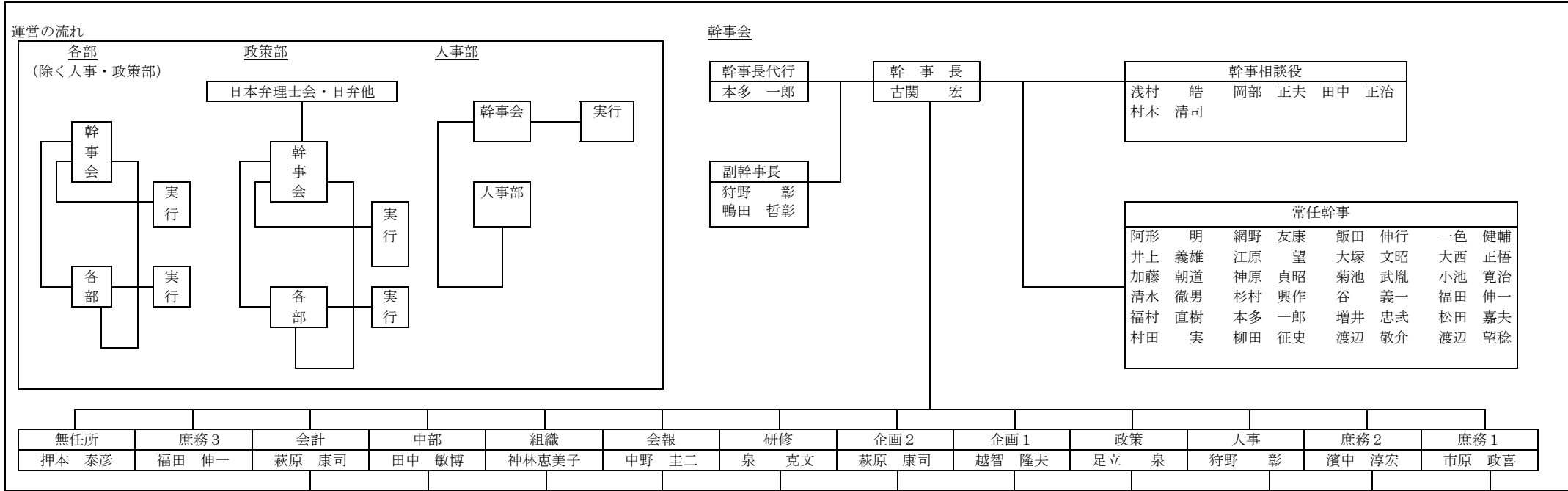
所長（笑顔）「大丈夫、席はあるよ。給料はないけど。」

横田「…」

チャンスをがっちり逃したのは言うまでもない…。精神修行して出直してきます！！



PA会組織及び運営の流れ



相談役会	網野 誠 矢島 鶴光	桑原 尚雄	小橋 一雄
------	---------------	-------	-------

平成16年度日本弁理士会役員並びに委員会委員等			
正副会長会	財務	商標	特定侵害訴訟
○福田 賢三	星野 昇	○加藤ちあき	代理制度対応
監事	知財制度改革推進統括本部	大西 育子	石渡 英房
○江原 望	岡田 英子	岡田 伸一	福田 伸一
増井 忠式	○神原 貞昭	神林恵美子	会館等
常議員 (2年度)	伊東 忠彦	古関 宏	◎小池 寛治
狩野 彰	桜井 周矩	望月 良次	浅村 皓
小林 純子	長井 省三	パイオ	U-45
中山 健一	村木 清司	◎井出 正威	柏岡 潤二
(1年度)	法改正特別	○泉谷 玲子	来間 清志
井上 義雄	神原 貞昭	小合 宗一	研修所
越智 隆夫	民間調査機関設立検討	小池 誠	○一色 健輔
河合 千明	◎鈴木 利之	谷口 光男	伊藤 孝美
馬場 玄式	○西岡 邦昭	片山 健一	稲田 弘明
福島 弘薫	渡辺 敏介	佐久 間剛	高橋誠一郎
	広報センター	著作権	高見 憲
選挙管理	(執行補佐)	◎岡戸 昭佳	谷田 拓男
○村田 実	矢野 裕也	◎川崎 仁	谷口 直也
荒井 俊之	◎嶋田 哲彰	小林 生央	寺本 恵子
醍醐 邦弘	伊藤 充	高野 明子	三上 結
柳田 征史	市東 篤	中野 圭二	青木 充
審査	情報企画	コンテンツ	青島 恵美
後藤 政喜	尾原 和貴	杉原 鉄郎	池上 徹真
杉村 興作	西岡 邦昭	鈴木 大介	石橋 脩
船橋 栄子	パテント編集	野上 晃	石渡 英房
本多 一郎	○吉延 彰広	業務対策	坂野 博行
綱紀	中村 雅文	◎中村 知公	杉本由美子
◎小杉 佳男	野上 彰	久保田藤郎	高橋 雅和
◎小林 英一	知財評価セタ	村上 政弘	本田 昭雄
鈴木 秀雄	◎小林 生央	特許制度運用	水野 義之
福利厚生共済	加藤 勉	◎松井 伸一	中尾 圭策
○小川 順三	菊谷 公男	治部 卓	中央知的財産
三宅 正夫	黒田 薫	田中 玲子	◎松田 嘉夫
紛議調停	小林かおる	林 篤史	寺崎 史朗
菊池 武胤	西尾 章	特技懇との	知的財産支援
桜井 周矩	本多 敏子	懇談会	
例規	知財流通・流動化検討	中村 義哉	○福田 伸一
○石黒 健二	山内 梅雄	本多 一郎	岩永 勇二
総合政策検討	学生知財教育	国際活動	加古 進
○加藤 朝道	谷 義一	○大西 正悟	員見 正文
渡辺 敏介	阿形 明	浅村 皓	小西 富雅
役員・支部検討	二宮 正孝	石原 啓策	萩原 康司
○狩野 彰	特許	稲葉 良幸	濱中 淳宏
小池 寛治	○須田 正義	神田 藤博	福島 弘薫
小島 清路	赤澤 太郎	窪田 郁大	福村 直樹
	在原 元司	黒川 朋也	福村 直樹
地域活動促進	泉 克文	高見 和明	柳沢 孝成
○関 正治	産方 和央	谷 義一	知的財産仲裁
福田 伸一	梶並 順	中島 重光	小林 純子
業務環境改善	意匠	産業競争力	田中 正治
○福村 直樹	○足立 泉	推進	中村 敦子
網野 友康	川崎 仁	中山 健一	藤谷 史朗
押本 泰彦	橋本千賀子	松井 孝夫	松永 宣行
田中 敏博	ソフトウェア	ADR推進	防災会議
弁理士倫理	○重松 万里	○小林 純子	香取 孝雄
須賀 総夫	市原 政喜	倉持 裕	佐々木聖孝
飯田 伸行	上山 浩	藤谷 史朗	
弁理士推薦	吉澤 弘司	松永 宣行	
◎古関 宏			

協議委員会 (15年度)	中部部会	組織部会	会報部会	研修部会	企画2部会	企画1部会	政策部会	人事部会	会計部会				
◎村田 実 青島 恵美 阿形 明 浅村 皓 足立 泉 網野 友康 飯田 伸行 井出 正威 伊東 忠彦 井上 義雄 臼井 伸一 大西 育子 岡田 英子 岡部 正夫 小川 順三 押本 泰彦 越智 隆夫 加藤 朝道 狩野 彰 嶋田 哲彰 河合 千明 川崎 仁 神林恵美子	神原 貞昭 黒川 朋也 黒田 薫 小池 寛治 小島 清路 古関 宏 小西 富雄 小林 生央 小林 純子 佐野 邦廣 杉本由美子 高見 和明 田中 正治 谷 義一 谷田 拓男 寺崎 史朗 中谷 光夫 中山 圭二 中野 圭二 西岡 邦昭 野上 晃 萩原 康司 馬場 玄式	濱中 淳宏 福島 弘薫 福田 伸一 福村 直樹 藤谷 史朗 本多 一郎 増井 忠式 松井 伸一 松田 嘉夫 松永 宣行 三上 結 村木 清司 柳田 征史 渡邊 敏介 渡辺 望稔	◎小島 清路 五十嵐孝雄 石黒 健二 石原 啓策 今井 豊 岡戸 昭佳 小川 覚 加藤 壯祐 加藤 光宏 小西 富雅 小林かおる 近藤 洋司 鈴木 学 相馬 和生 田下 明人 谷口 直也 中村 敦子 中村 知公 西尾 章 野末 寿一 萩野 幹治 長谷川哲哉 早川太刀夫	◎野上 晃 嶋田 哲彰 高橋誠一郎 中野 圭二	◎中隅 誠一 岩永 勇二 窪田 郁大 杉本由美子 田中 勲 西岡 邦昭 野上 晃 萩原 康司 松田 嘉夫	◎高橋誠一郎 青木 充 伊藤 貴子 上山 浩 阪田 俊彦 重松 万里 高橋 雅和 中野 圭二 野上 晃 藤谷 史朗 松井 孝夫 ◎柏岡 潤二 坂倉 夏子 杉本由美子 鈴木 大介 富田 和幸 穂坂 道子 横田 裕弘	◎岡田 英子 神林恵美子 齋藤 拓司 森本 久実	◎臼井 伸一 赤澤 太郎 齋藤 正巳 高橋誠一郎 高見 香織 松井 伸一 松井 孝夫 吉澤 弘司	◎福田 伸一 ◎萩原 康司 阿形 明 浅村 皓 井出 正威 江原 望 大西 正悟 押本 泰彦 加藤 朝道 加藤 勉 嶋田 哲彰 唐沢 勇吉 神田 藤博 神林恵美子 神原 貞昭 小池 寛治 小池 誠 小島 清路 小林 生央 小林 純子 市東 篤 鈴木 利之 高見 和明	◎三上 結 田中 正治 谷 義一 中山 健一 福村 直樹 増井 忠式 松田 嘉夫 松永 宣行 村田 実 柳澤 孝成 柳田 征史 渡辺 望稔	◎嶋田 哲彰 ◎中野 圭二 阿形 明 足立 泉 浅村 皓 網野 友康 井出 正威 伊東 忠彦 井上 義雄 江原 望 岡戸 昭佳 押本 泰彦 小川 順三 加藤 朝道 加藤 貞晴 神原 貞昭 菊池 武胤 小池 寛治 小林 生央 谷 義一 松田 嘉夫 村田 実 柳田 征史 渡辺 敏介	◎福島 弘薫 細川 伸哉	◎岩永 勇二 松井 伸一
								◎赤澤 克豪	◎高橋誠一郎				

◎: 部会長/委員長

同好会	ゴルフ (G)	麻雀 (M)	テニス (T)	ソフトボール (S)	ボウリング (B)	スキー (W)	囲碁 (I)	アウトドア (O)	スキー・登山 (D)
会 長	網野 誠	阿形 明	後藤 政喜	戸水 辰男	浅村 皓	柳田 征史	秋沢 政光	小池 寛治	
幹 事	川崎 仁	福田 賢三	平山 洲光	蔵合 正博	鈴木 利之	藤谷 史朗	小杉 佳男	松田 嘉夫	黒川 朋也

協同組合	APAA
○飯田 伸行	○浅村 皓 ○飯田 伸行
○浅村 皓	○大塚 文昭 ○岡部 正夫
○中村 稔	○清水 徹男 ○社本 一夫
○福田 賢三	○谷 義一 ○松原 伸之
○舟橋 榮子	○村木 清司

弁政連
○加藤 朝道

日	幹事会	政策委員会	協議委員会	規約委員会	会報委員会	HP委員会	相談役	研修委員会
弁 ク ラ ブ	○井出 正威 市原 政喜 藤谷 史朗	○渡邊 敏介 浅村 皓 小池 寛治 大西 正悟 狩野 彰 小池 寛治 谷 義一 三上 結 村木 清司	○福田 伸一 押本 泰彦 小池 寛治 藤谷 史朗 松田 嘉夫	○関 正治 市原 政喜	○萩原 康司 岡田 英子	◎西岡 邦昭 窪田 郁大 黒川 朋也	秋沢 政光 浅村 皓 岡部 正夫 小山 欽造 田中 正治 谷 義一 村木 清司	○中山 健一 泉 克文 小林 生央 松井 伸一

◎: 会長/幹事長/委員長/座長 ○: 理事/副会長/副幹事長/副委員長

◎: 会長/委員長/所長 ○: 副会長/副監事長/副委員長/副所長/副センター長

編 集 後 記

中 野 圭 二

今年の夏は記録的な猛暑に加え、秋にかけて台風の上陸数も記録を更新している中、今年も無事に会報を発行することができました。今年、台風が強い勢力のまま日本列島に近づくのは黒潮が例年になく北寄りを流れているのが原因らしく、スクーバダイビング同好会で行った伊豆半島の付根の大瀬崎でもマンタが現れるなど生態系にも異変が起きているようです。

本年の特集は、キャッチフレーズである「みんなで創ろう、P A会」に因んでP A会の活動をより広く知って頂くために、P A会から推薦を受けて各実務系委員会で活躍されている先生方に委員会活動報告の執筆をお願いし、P A会の各種イベントに初参加の先生方に体験記の執筆をお願いしました。特に、イベントの体験記には写真を多く掲載しましたので、雰囲気を感じ取って頂けたのではないかと思います。

最後になりましたが、お忙しい中にもかかわらず突然の記事依頼を快くお引き受け下さいました執筆者の皆様、この場をお借りしてお礼申し上げます。また、情報提供などでお世話になりました先生方にもお礼申し上げます。

—表紙の写真—

写真提供 古関 宏 先生

PA 第23号

平成16年10月21日発行

発行者 P A会幹事長 古関 宏

編 集 P A会幹事会会報部会

印刷・製本 株式会社 功 文 社

スクーバ・ダイビングツアー に参加して

杉本 由美子

本年度、スクーバダイビング同好会では、9月11、12日に大瀬崎への1泊2日のダイビングツアーが行われました。今年はいわゆる台風の当たり年でしたが、参加者中によほど強力な晴れ女（男？）がいたのか、ツアーは両日とも晴天に恵まれました。私は昨年度より同好会に所属しているものの、実際にツアーに参加したのは今回が初めてです。参加者も初対面の方が多く、まだダイビングライセンスも取ったばかりで、若干緊張しながらの同好会ダイビングツアー初体験でした。

さて、大瀬崎に到着したのはまだ昼前。噂には聞いていましたが、まさにダイバーのメッカという雰囲気、浜いちめんウェットスーツ姿の人々がひしめいていました。実際にダイビングを始めてみてわかったことですが、ダイビングで海の中を楽しめる時間は案外短く、実は陸上での準備作業や後片付けの時間が案外長いものです。すでに1ダイビング終えて片付けをする人たちや、エントリーの準備をする人たちを横目で眺めつつ、ダイビングショップで手続きを行いました。手続き用紙にはこれまでのダイビング数を書き込むのですが、他の方々の経験値を覗いてみると、初心者半数ベテラン半数というところで（もちろん私が一番の初心者ですが）、少し安心しました。

器材の故障などのハプニングもあり、1本目のエントリーは12時半過ぎになりました。ダイビングショップのある浜からは少し離れた先端というポイントまで、台車で器材を運び、重いタンクを背負ってなんとか水際までたどり着けば、その先には別世界が広がっています。レギュレーターを啜っていることが気になったのは最初だけで、すぐに魚を追い海の中の景色を楽しむのに夢中になってしまいました。40分ほどの潜水時間はあっという間で、名残を惜しみつつエキジットしました。

陸に上がると気持ちは既に次のダイビングでしたが、取り敢えず腹ごしらえということで、宿泊先の食堂で遅めの昼食を取りました。メニューは

定番ものばかりだったのですが、なぜか私の頼んだ超定番のカレーライスがなかなか運ばれてきません。カレーライス+αのカツカレーは早々と運ばれてきたのに…これで私はすっかり普通の行いが悪いという扱いになってしまいました。

一休みして、2本目のダイブは湾内というポイントで、浜からのエントリーでした。人が混み合っていたせいか視界はあまり良くありませんでしたが、初めて潜るダイビングポイントというのはそれだけでワクワクするものです。1本目と違い余裕も出てきたため、のんびり泳ぎながら海の中を楽しむことができました。ほんの少し離れた場所というだけで見られる魚も違い、砂地をぐるりとまわって岩陰をあちらこちらと覗きこんでいるうちに、気づけば2本目のダイビングも終了の時間となりました。

昼食から間もない夕食の後は、ナイトダイビング組と居残り組とに別れ、私を含む居残り組は浜でダイビング組の帰還を待つことになりました。ナイトダイビングはエントリー開始時間が決められているため、時間が来ると何組ものグループが次々に水中へ消えて行くのですが、暗い水中を、目印のケミカルライトや手持ちの水中ライトの光が揺れながら進んでいく様を見るのは、ちょっと幻想的な感もありました。私はまだナイトダイビングの経験がないので、早く潜ってみたいと思いながら揺れる光を眺めていました。

ナイトダイビング組が戻った後は、全員が集まって、ちょうどTVでやっていた9.11のドラマを見ながらひとしきり歓談し（もちろんアルコールも有）、翌日1本目のダイビングを朝7時のエントリーと決めて、早々に布団に潜り込みました。宿泊先は目の前が海というロケーションだったため、波の音を聞きながら眠りについて、翌朝はまた波の音を聞きながら目覚めました。

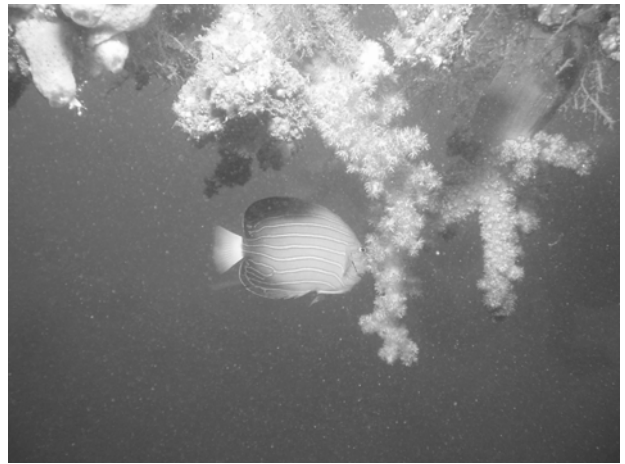
2日目は、1日目と同じ湾内で1本目を潜った後、朝食を取って、外海側の一本松というポイントで、早くも最後のダイビングとなりました。こ

こはエントリーする水際までが足元が悪く大変なのですが、潜ってみると外海だけあって湾内よりもぐっと魚が増え、透明度も良く、2日間の締めに対応しいダイビングが楽しめました。

器材の後片づけを終えて、大瀬崎を後にしたのは昼過ぎでした。考えてみると大瀬崎の滞在時間は丸一日ほどで、その間に4～5本のダイビングをこなしたのだからすごいものです。その後、昼食を取るために沼津港近くの食堂に立ち寄って、新鮮な魚料理を囲みながら、2日間のダイビングの話であれこれ盛り上がりました。中でも一番の

議論の種が、ダイビングで見た魚が“ヒラメかカレイか？！”というもので、「左ヒラメの右カレイ」という言葉の解釈をめぐって喧々囂々の挙句、…結局どんな解釈で落ち着いたのだったのでしょうか。

結局、かなり遅めとなった昼食が終わった後、その場で解散ということで、今回のダイビングツアーは終了しました。幹事の黒川先生には2日間あれこれお世話になり、本当にありがとうございました。この場を借りてお礼を申し上げ、また来年のツアーを楽しみにしつつ、筆を置きたいと思えます。



畳2枚分のヒラメ？